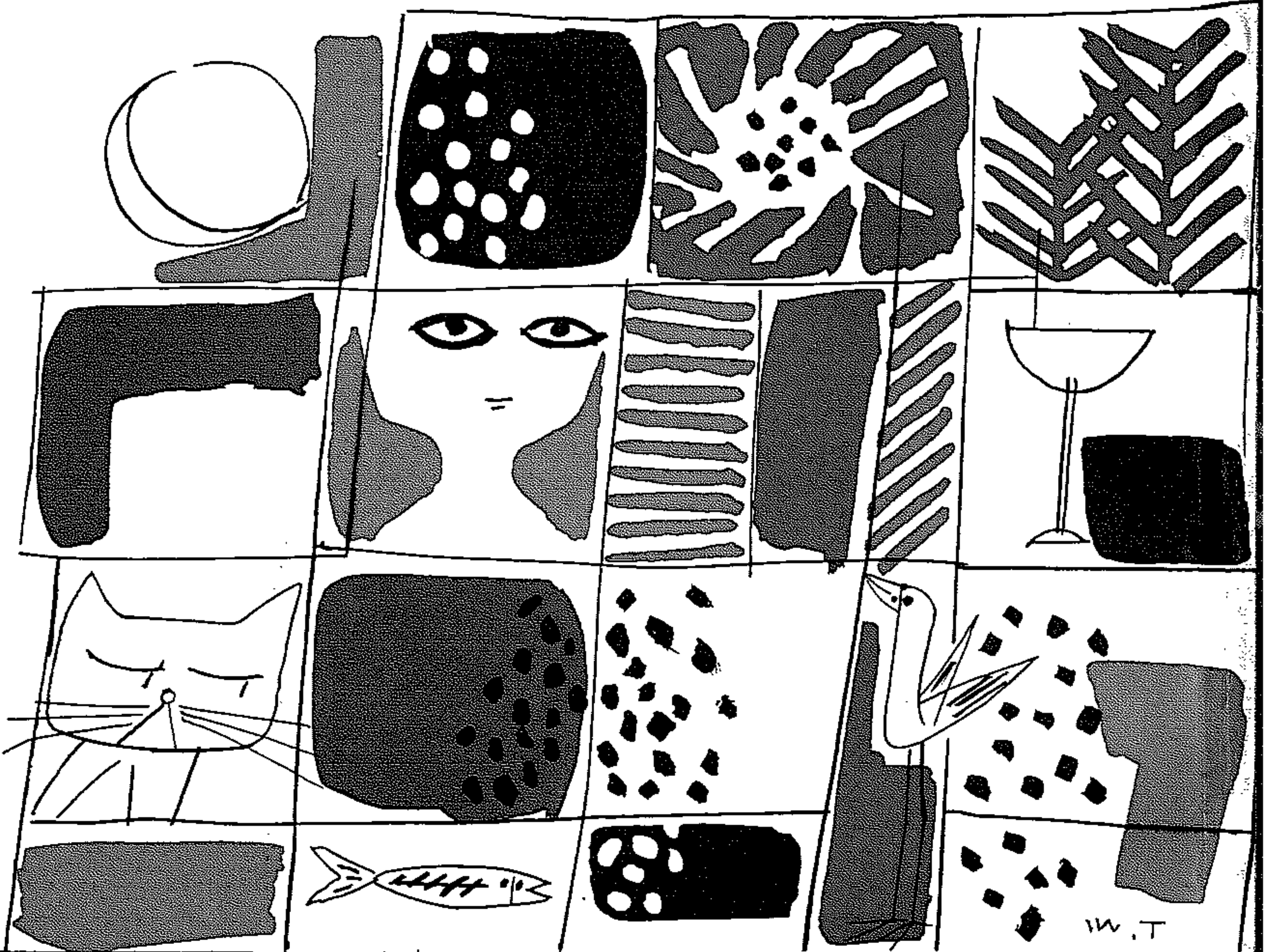


婦人少年者



11
1962

- ◆1962年の婦人問題
- ◆婦人労働者の賃金について
- ◆風紀に関する意識調査（資料）
- ◆婦人労働の現状（イ）

婦人少年協会

婦人少年問題の研究家は《婦人と年少者》を!!

第一九六二年(十卷)バックナンバー

一号

雇用及び職業における差別扱いの廃止と婦人の経済的機会について……谷野 せつ
貿易自由化と国民生活……石井金之助
東西ベルリンの労働者……平林たい子
女子の職業病……石津 澄子
アメリカの社会保障……島田とみ子
わが社の労務管理……三小田登之助
「勤労者家庭における消費生活問題」に関する研究会議……から
危険有害業務に対する女子の就業制限の実態(上)……(資料)
雇用及び職業の分野における婦人の差別待遇について(資料)
婦人に関する国際ニュース

二号

特集 女子事務職員の労働の実態

事務合理化と女子職員の地位……松成義衛
経営近代化が働く婦人に求めるもの(対談)……黒川順二・大羽綾子
わが社の労務管理……島川 聖明
婦人の新職業「プログラマー」……大西祥子
第十一回婦人労働問題研究会議開催要綱
青年労働者の語る年少労働問題(座談会)
女子事務職員の労働の実態(資料)
危険有害業務に対する女子の就業制限の実態(下)……(資料)
労働組合のなかの婦人——一九六〇年——
第十五回働く年少者の保護運動報告

三号

第十四回婦人週間準備号

婦人週間におも……江上 フジ
社会の変化と生活の新しい秩序について(座談会)……石川弘義・伊藤 昇
中鉢正美・石井雪枝
第十四回婦人週間について(要綱)
わが社の労務管理……尾形 一郎

婦人の職業に関する教育訓練(資料)
「働く婦人の家」館長会議から
婦人労働関係資料の紹介

四号

特集 内職問題

「婦人と年少者」一〇〇号によせて……平林たい子
「婦人と年少者」にのぞむ……十四 氏
生産流通調査からみた内職の貢献度と工賃の原価構成……森井 順治
内職者のこえをきく(座談会)……六 氏
内職指導所だより(若手・鳥取・福島)
ふえていく内職指導所
臨時家内労働調査会の審議状況と家内労働に対する「行政措置」の推進状況
内職公共職業補導所調査報告書目録
内職公共職業補導所調査報告書目録

五号

第十四回婦人週間報告号

科学の進歩と人間……朝永振一郎
生活に新しい秩序をそだてるために
第十四回全国婦人会議の概況
特別会議員としての感想……野口 敬子
オプザーバーの席から……二 氏
年少労働者の生活設計のために……磯村 英一
青少年保護育成月間と働く青少年
住み込み従業員実態調査……日比野 明
アメリカで見た働く婦人の問題
婦人の新職業「システムアナリスト」……井上 繁子
農村婦人の現況(資料)……北大路明子

六号

特集 婦人の職業に関する教育問題

第十六回婦人の地位委員会に出席して

働く婦人の育成……兼子 宙
企業内の女子教育……勝夫 宙
中学校における女子の職業に関する教育
労働組合として「女子の職業技術教育」をどう考えるか……山本 修司
婦人の職業に関する教育はどのようにすすめていくか
(第十一回婦人労働問題研究会議から)
新規学校卒業就職者の職場適応について
最近十年の婦人労働のうごき(資料)
男女同一賃金についてのアンケート報告

七号

特集 近代生活と安全・衛生

近代生活と精神衛生……鈴木 浩二
職場における婦人の安全管理……山口武雄
婦人労働者の冷えについて……斎藤 一
「気をつけてね」……須賀 まき
婦人と年少者の労働災害(資料)
孟母三遷はもう通用しない……深川 忠雄
わが社の労務管理……森 淳一
働く年少者の指導について……中村 長敏
家族法上の婦人の地位に関する国連セミナーの概要と討議の結論
中・高校生のアルバイト問題

八号

婦人の労働組合活動の反省と今後の課題

婦人の雇用労働力……塩沢美代子
第十一回婦人労働問題研究会議報告
第十回働く婦人の福祉運動要綱
未亡人等の職業対策
年少労働者福祉員とその活動
婦人の現状について(資料)
国民生活向上審議会について
「精密機械器具製造業女子労働者労働実態調査」の実施について
総評の第三回職業技術教育研究会資料

九号

特集 労働者家族の福祉運動

勤労者家族の健康増進と主婦……原島 進
消費生活と主婦の役割……石川 弘義
労働者家族の福祉活動……大野 是る
消費生活コンサルタントの養成について……山崎 進
「労働者家族福祉運動」と「勤労者家庭消費生活向上運動」について(要綱)
労働者家族生活技術指導の状況
農村婦人の訴え(家計簿グループ報告)
ホームヘルプ制度推進のその後の状況
ゴルフキャディーの労働実態

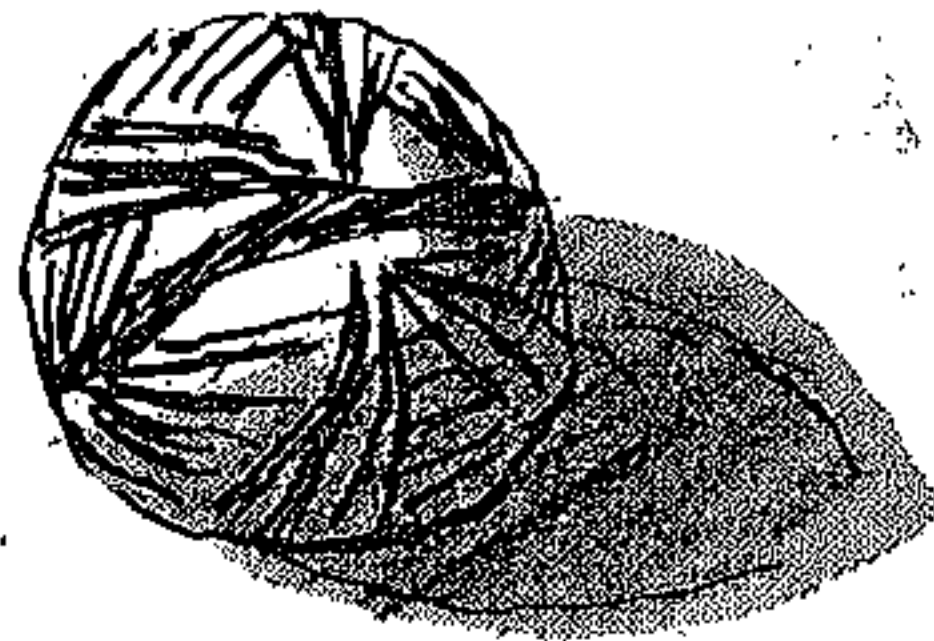
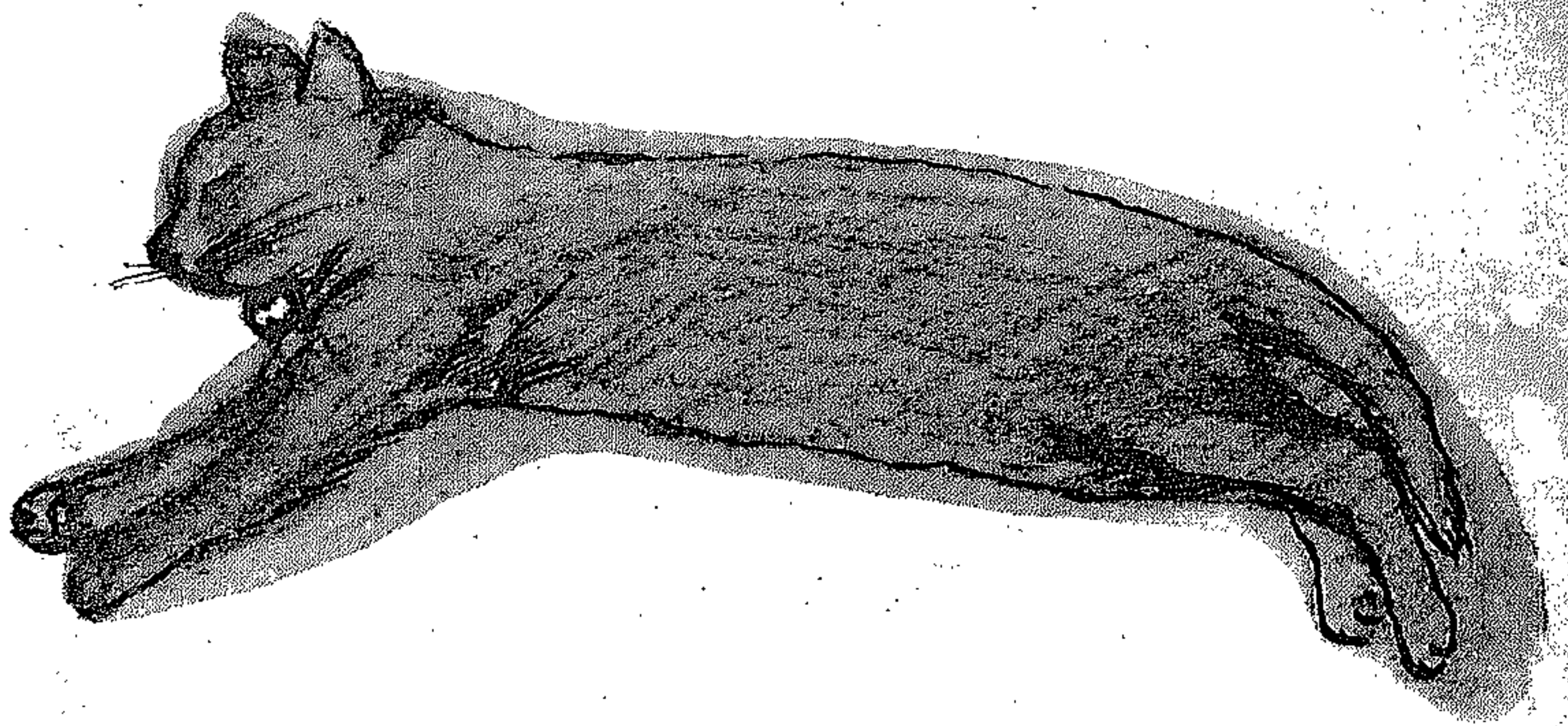
十号

特集 第十六回働く年少者

年少者と労働……藤本 喜八
働く年少者の作文をよんで……石井 桃子
年少労働行政の回顧と展望(座談会)
第十六回働く年少者の保護運動実施要綱
第十回「全国青少年代表者会議」に出席して……中村 知弥
年少者を雇って思うこと……川添 光芳
私の信念……新実善三郎
「働く年少者の生活文」昭和三十七年度受賞作品より……二 編
年少労働の現状(資料)

その他

わが社の労務管理……小川 寅二
昭和三十六年女子保護の概況(資料)
十一号(本号目次参照)
働く婦人と年少者の法律問題(119号)
戦後における婦人問題文献目録(随時)
労働婦人のページ(随時)
婦人界のうごき(117、9、10号)
女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額(各号)
ひとこと・地方色(随時)



M. Tanka

婦人と年少者 十卷十一号 目次

一九六二年の婦人問題……………鷺尾千菊 2

婦人労働者の賃金について……………井上繁子 5

働く婦人のための……………中島諏訪子 8

乳児保育所の紹介

秋田県の労組婦人の現状……………桐谷トリ 10

レクリエーションの指導……………橋本幸子 11
のしかた

△指導者講習会から△

(資料)(室)

風紀についての意識(調査結果)……………13

「勤労者家庭の保健についての調査

日本放送協会学園の設立について……………17

婦人労働の実情(昭和三六年)……………18

婦人界のうごき……………19

働く婦人の教育訓練についての研究討論会

地方報告から……………24

洋裁技術者の労働実態調査について(長崎婦人少年室)

働く婦人と年少者の法律問題⑩……………26

婦人労働関係資料の紹介……………31

戦後における婦人問題文献目録④(最終回)

女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与額……………32

表紙……………3

一九六二年「婦人と年少者」バックナンバー……………表紙 2

◇「新聞少年の日」のつどい……………16

◇働く婦人や主婦に集まりの場を(読者のこえ)……………28

◇協働員のひろば(仙頭利子)……………30

◇婦人少年局ニュース……………表紙 8

表紙・扉……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

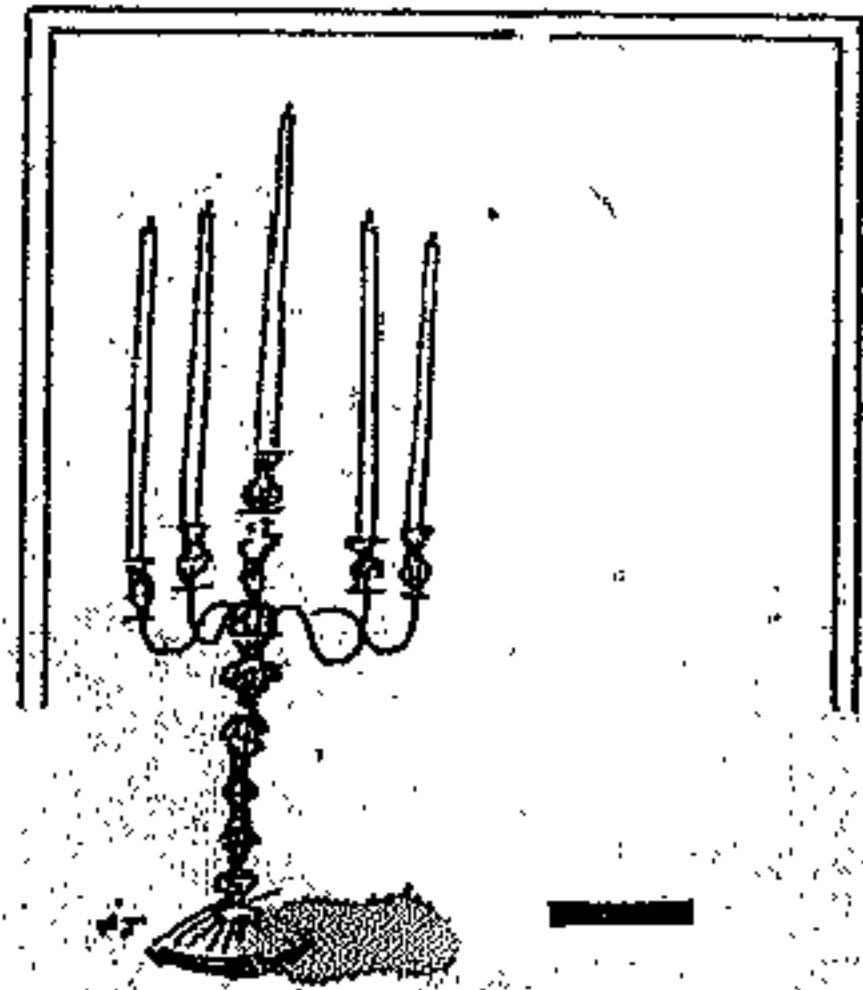
表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8

表紙……………表紙 8



一九六二年の婦人問題

鷺尾千菊

*参議院選挙の示唆するもの

この五月だったか、四国の徳島市に善意銀行というのが生まれてから、あちこちに波紋をえがいて、このところ善意の会だ、善意サーピスステーションだのと、大小とりどりのグループが生まれています。隣り近所、善意をはたらかせるところは山ほどあるのに、それは放っておいて、善意グループをことさらにめかしくつくる

とは、奉仕もまた自己満足のためなのかと皮肉るヒネクレ者もいます。主婦は電化ブームで余暇をつくり、レジャーブームで遊ぶことにもあきて、こんどはほどこす満足感を味わおうという段階か……などとニクマレ口をきくのはやめましょう。そんなうたい文句のお先棒をかついでいるのがあなたの方、と叱られそうですから。それにしても、自分の余暇を、技術を、金品を無償でささげようという心が育ってきたというのは、世の中にも人の心にも、それなりの余裕ができてきたということなのでしょう。

つい最近も新聞の時評欄で「日本はいま世界

で数少ないもっとも安定した国の一つ。昭和に入って間もなくのところから約三十年、危機感の連続だった。そして、ついに崩壊を経験した。だが今年あたりはどこへいっても建設の槌音がきこえ、久しぶりの安定感を味わうことができ『と人々が平静をとりもどした幸せを欧歌していました。

わたしたち婦人の立場からすれば、これほど手放して喜ぶわけにはいかないのです。

交通戦争には交通禍から子どもを守る運動を展開し、所得倍増を追い越す物価高には値上げ反対をとえ、ベビーブームの入学難には高校増設運動で結集し、婦人たちは相変らずの多忙ぶりだったのです。おまけに、世界の流れを見極め、日本の前進に役立ってくれると信じていた大学教授たちの間からは、女子学生乏国論がとび出すというひと幕もあって、「婦人席」の坐り心地は安定感を味わうにはまだまだという状況でした。

だが、ことをかえりみて、事件らしい事件として世間をおどろかせたことの筆頭は、なん

といっても七月一日の参議院選挙で藤原あきさんが百十六万票も獲得して、第一位で当選したことでしょうか。藤原あきさんが藤山派から推選され、森田たまさんが池田派からおされて立候補するというニュースはいち早く伝わり、それとともに長年婦人運動を続け、現在も全国七百四十万会員と称する地婦連会長をつとめる山高しげりさんが、いよいよみこしをあげて立候補とわかり、この三新人の票には大いに興味をもたれたものです。結果はあの通り。藤原さんは最高点、森田さんもうやら当選。ところが世間が楽観していた山高さんが次点で落ちるという思いがけない事態になってしまいました。藤原さんの百十六万票のうち四十万票は自民党が用意した票とか。すると残りの七十万票は「私の秘密」のテレビ票だと、いまさらのようにテレビ効果におどろく始末。今後立候補する人はまずテレビタレントになることとか、いや高峰秀子や中村メイ子を立てれば当選疑いなしだとか、まったく騒々しいことでした。

それにしても、婦人議員が当選するためには婦人有権者の支持がなければなりません。党や派閥がお互いの意地すくでかき集めた票だといっても、かき集めの元をただせば婦人の一票。婦人議員の基礎票はなんといっても婦人有権者なのです。そう考えると、政治とはなんの関係もない人気にひかれたテレビ票の大半も婦人。ムードに弱い婦人の姿をまざまざと見せてしまったわけです。ムード的期待だけでは物価も下らず、社会の矛盾も解決できはしまいと悟った

ときはもうあとのまつり……でした。

投票率は全国区が男七〇%、女六七%。この前の参議院選挙、昭和三十四年のときの、男六二%、女五五%にくらべて、女の投票率はぐんとよくなっていますし、婦人議員も十三人から十六人とふえてこれまた好成績。ただこれが、婦人の政治意識の向上のためとか、婦人の自覚のあらわれなのだと自信をもって言いきれないところに問題があるわけです。

山高さんの票は約三十七万票。藤原さんにくらべれば三分の一。最後まで「当確」といわれながら、ドタンバで次点の憂き目をみたわけですが、山高さんのこれまで——金子しげりの名で婦選運動に活躍したところから四十年、婦人解放運動につくしてきた過去を知る人たちは、気の毒だ、まったくおしいと口を揃えたものです。だが「おしいことをした」と残念がったその人たちが、山高さんに投票したかという大いに疑問があるのです。その辺のところに山高さんの政治的ヨミの誤りと地婦連の問題点がひそんでいるといえましょう。「おしかった」というのは山高さんのかげやける過去、その経歴をおしむ人たち。保守的色彩の濃い婦人組織に乗る現在の山高さんを支持しているわけではありません。まして地婦連会長の名のままで立候補したことは、公明選挙運動のにない手として発言し、行動してきたことと矛盾を感じないのかといふかしくさえ思ったものです。

山高さんに投ずる票は未亡人会と結成以来十年の間につちかわれた地婦連内の山高派。その

地婦連の下部がすでに自社両党に喰い荒らされ、山高さんから見れば地婦連下部組織も、自民党からみれば党婦人部といった工合。無所属で出るのに党婦人部を無断でつかうとは、と自民党から横やりが出たり。山高さんもいっそのこと、自民党所属にフン切りをつければよかったのだという意見もありました。当選することだけを考えればたしかにそのとおり。だが山高さんにも過去のユメはあるし、七百万地婦連を完全に自民党に手渡す勇気はなかったというべきでしょう。かといって会長を辞任して一山高として出る覚悟もなかった。いってみればハタ色の不鮮明さが地婦連七百万、未亡人会百万、計八百万の中からわずかに三十七万を得るにとどまる結果をもたらしたといえましょう。こうみると地婦連内部事情も山高さんを推すに最底ギリギリのところ。地婦連のなしくずし解体ははじまっているのだとみる人もいます。地婦連七百万婦人が組織がえ、編成がえされつつあるのだという方が妥当かも知れません。

その後九月七日、村松秀逸氏（自民党）の死亡によって、山高さんは補欠繰り上げ当選となつて、婦人議員は一名追加になりました。それにしても山高さんの次点さわぎは地婦連の組織への反省、とくに政治学習を怠っていたことへの批判はきびしいものでありました。

婦人の社会教育のにない手として育ててきたはずの地婦連がこのありさまのときに、各政党はそれぞれの手で婦人の系列化をしきりと急いでいます。

* 新婦人団体の結成と婦人組織の質的变化

この春四月、社会党の「日本婦人会議」（千代田区永田町社会党本部内、議員団、岸輝子ほか七人、会員数不明）が誕生し、秋十月には、共産党系とみられている「新日本婦人の会」（千代田区九段四ノ一斎藤ビル内、代表委員、平塚らいてう、会員数約三万三千人）が盛大な結成大会を開きました。これより先、民社党の「日本婦人教室の会」（港区芝民社党本部内、会長、赤松常子、会員数約七千人）は一昨昭和三十五年四月に、ついで自民党系に近いといわれる「全国婦人連盟」（千代田区飯田町二ノ一信濃ビル内、代表理事、中河幹子ほか三人、会員数約五万人）は同じ年の十一月にすでに発足済み。今年の社・共両党につながる婦人組織の結成で完全に四党の婦人組織結成の足並みはそろったわけです。

実をいうと、これら四つの婦人組織ができる過程や結成に当たったのいきさつなど、一般マスコミははなばなしい報道をしていません。そのためにどちらかといえば、あまり婦人層の間では表向きの話題をまいてはいませんし、その意義を考え動向を論ずるけはいもありません。しかし、四組織の完成は戦後十七年の婦人の動きに大きな一つの転機をつくったと考えられるのです。

戦後続出した婦人組織はいずれも、切角獲得した男女平等にふさわしいように、婦人を社会的に教育することに熱をあげてきました。だましている婦人に訴えさせ、じっとしている婦人

を外へかり出し、婦人自身も、かり出し手がだれであるかを気にするよりも、ともかく主人と子どもを台所より見なかつた目で、世の中を見よう、考えようとしてきました。かり出し手の方も、保守系、革新系をとわず、自分をあからさまに名乗らず、わが党の利益のためにというより、まず婦人たちを自主・自覚のあるオトナに育てることが社会的使命であるかのようにふるまっていたといえましょう。

ところが、この社会教育的段階は、四党がわが党の婦人組織——あるいはそれに近い組織を打ち出したことによつて、ひと区切りがきたといえます。「婦人よ目をさましなさい」という好意の警鐘時代は去つて、婦人たちはいま、「あなたちはなにを支持し、どの道を選びますか」と問われる時がきたのです。

四つの組織のうち、婦人教室の会と日本婦人会議の事務局は、どちらも党本部のなかにあつて、党とのつながりを公然のものにしています。が、全日本婦人連盟と新日本婦人の会の二つは、党とのつながりを明らかにしていません。事務局によれば世間が勝手にきめているのだと言いますし、あるいはそうなのかも知れません。しかし、その成立過程からみて、四組織の右と左を占めていることは間違いないようです。

これらの婦人組織はどれも、協議体や連合体のかたちをとらず、個人加入の全国単一組織として、強力な行動力を持たせていること、下部を県支部、班、組のように細分して、根をしっかりとかりかためようとしていること、中央の意向徹

底のために機関紙を重視していることなど、いくつかの共通点をもっています。これは、ハデな大会運営が中心になって、決議・宣言・陳状といったときのお祭りの行事で話題を賑わす、いつてみれば婦人たちの間でハタを振ってきた婦人組織が、質的な変化をなしつつあると、見ることができます。

かつて、おしゃもじの街頭行進で売り出した主婦連が、主婦会館の完成とともに、地味な消費者教育運動に切りかえようと苦心している。

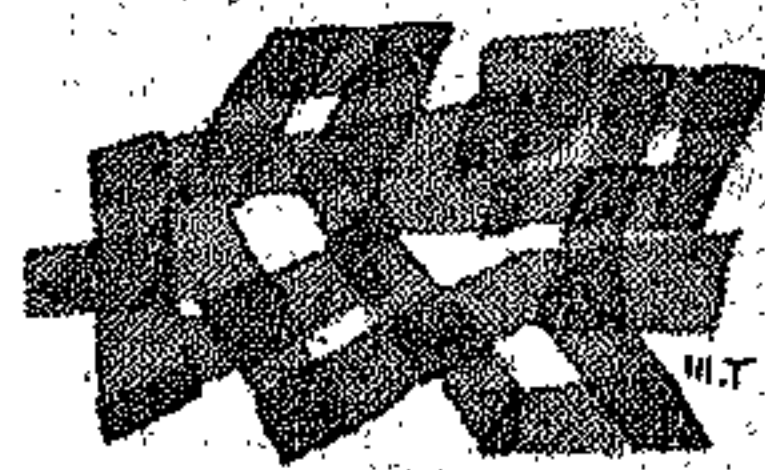
これは一つの団体が時代の要求にそつて質的な変化をしようとしている例ですが、四組織の完成は既存の諸婦人組織の編成がえをも含めた、婦人組織の質的变化と考えられましょう。もちろん、既存の団体がすぐにも解体されると考えるのは早計でしょう。党派を問わずと呼びかけた母親大会はそれなりの意義と役割をもつて、当分はそのまゝ残るでしょうし、結成十年の歴史をもつ地婦連も山高さんをも無所属にさせた地婦連内の良識派が、できる限り現状存続を考えようでしょう。その他の団体も同じこと。婦人中には社会教育・政治教育と無縁の層はまだ多いのですから、婦人団体の社会教育的役割を完全終了するわけにはいきません。

とはいっても、現実には、四組織の発足によつて、地域での婦人争奪ははじまっています。仲よく共同していた地区のグループに二つの新組織から呼びかけられ、あやうく分裂、双方が組織化指令返上でやっとおさまったという東京の例。婦人組織の党系列化がすすむにしたがっ

て、こんな混乱はこれからも当分続くことでしょう。だから時期尚早を説く人もあり、新組織の中央のイスに坐りながら、これは婦人のためより党の要求から生まれたようなもの、婦人のしあわせのためにはまだまだ政党性を抜きにした純粋の婦人運動を続けたかった——ともらす人さえいます。しかし現実は一歩先を歩いていきます。この婦人の組織が来年春季に迎える地方選挙にどんな役割を果たすか。興味あるところです。

昭和三十七年の婦人問題回顧というには、兼業農家の増加にとまらぬ農家主婦の労働過重のこと、商店主婦の人手不足の悩みも、企業合理化にとまらぬ職場婦人、既婚婦人の託児所問題も、家庭婦人の内職のことも、忘れることのできない問題が山積しています。しかし、そうした個々のことがらも、時の動きのなかで、婦人自身がどう対処していくかということが問題の動きに大きなポイントになりつつあるのではないのでしょうか。その意味でも婦人自身が、なにを希望し、どうあるべきかを決定し、行動することが要求されてきている。今年の流れのなかでこの点をみのがすことはできません。

—読売新聞社婦人部記者—



婦

人労働者の賃金について

井上 繁子

* 婦人労働者の特性

最近の技術革新の波は、機械工業をはじめ、事務分野にいたるまでオートメーションを促進させ、これに伴って、作業の軽労働化、単純労働化が進むにつれて、従来、これらの部門の中心をなしていた熟練労働者に代って、若年労働者ないしは婦人労働者に対する需要が増大した。しかも、最近の中学卒を中心とする若年労働力の不足は、女子労働力に対する需要の増加に迫るをかけた。ここ数年来、婦人労働者は毎年平均五〇万人が増加し、その増加率は、男子を上回っている。

以上のように、最近の婦人労働者の数の伸びは目ざましく、雇用者総数中に占める割合も年々上昇して、昭和三六年には三一%を示しているが、これを質の面から見ると、男子と異なる二、三の特徴的な性格が見られる。即ち、従来から、婦人の労働は、家計補助的なものと考えられ、結婚までの腰かけとして、短期・不熟練労働の性格が強く、最近、徐々に勤続も長くな

り、結婚し、出産しても働く婦人が増えて来てはいるが、一般には、年齢が若く、勤続が短く、その平均を男子と比較すると、かなりのひらきが見られる。昭和三五年賃金構造基本調査によると、婦人労働者の平均年齢は、二六・三歳、その六二%が二五歳未満の若い婦人によって占められているのに対し、男子の平均年齢は三二・八歳、二五歳未満のものは三〇%にすぎない。また、女子の平均勤続年数は四年で、男子七・八年の約半分であり、勤続三年未満のものが、女子は五五%と半数以上を占めているのに対し、男子はその割合が三五%となっている。また、昭和三五年国勢調査によって婦人労働者の配偶関係を見ると、有配偶者は二五%となっており、男子(六〇%)と大きなひらきが見られる。以上のような婦人労働者の特性は、我々の社会的、経済的条件とからみ合せて、婦人の賃金を特徴づけているといえよう。

* 婦人の賃金の現状と問題点

最近、東京都の発表した、規模三〇〇人以下

第1表 初任給の対前年増加率
(1961年3月)

性別	規模別	中学校	高等学校	短期大学	大学
女子	計	21.5 %	19.0 %	17.1 %	21.0 %
	15~99人	22.0	19.0	21.3	18.0
	100~499人	19.2	19.1	15.0	21.6
	500人以上	13.5	17.1	17.6	19.5
男子	計	23.5	20.6	19.5	20.0
	15~99人	24.0	20.2	14.8	19.2
	100~499人	22.0	20.8	21.0	20.4
	500人以上	17.4	21.1	21.5	17.1

一労働省 職業安定局調一

の著しい小規模事業所ほど目立っている。また、男女の賃金格差も極めて小さく、中卒男子の賃金を一〇〇として女子は九三と

の中小企業の賃金事情調査によって、東京都内の昭和三八年度見込初任給を見ると、新規学卒者の初任給は、昭和三五、六年に引きつづき、依然として上昇傾向が強く、製造業の中卒女子の初任給は、最低八、〇〇〇円から最高一四、〇〇〇円、平均九、七六〇円、上昇額は、最低三〇〇円から最高二、五〇〇円、平均八一〇円となっている。心配されていた景気調整の影響も殆どなく、金額的には、昭和三五、六年と殆ど変らない上昇ぶりだという。殊に、近年、引きつづく中卒者の求人難が反映して、中卒者の初任給の上昇は著しく、労働省職業安定局調べによると、昭和三六年三月卒業の中卒女子の初任給は、第一表のとおり前年に比べて二一・五%の増加、男子の二三・五%と共に、高卒・大卒の初任給の上昇率を上回り、その傾向は、求人難

第2表 男女および年齢階級別
1人平均月間定期給与額
および男女賃金格差

(昭和36年4月製造業企業規模10人以上)

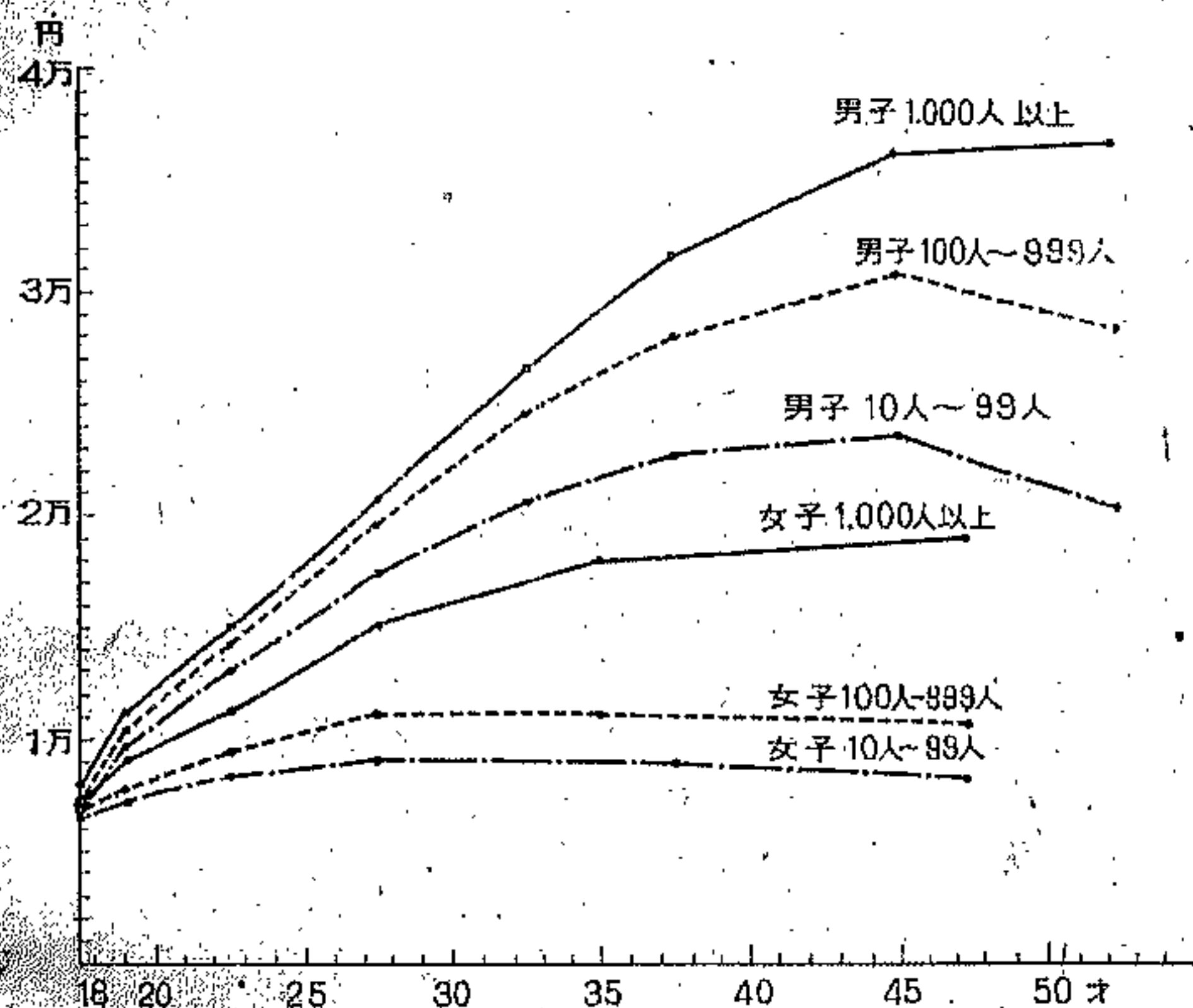
年齢区分	女	男	男女格差 (男子=100)
計	9,975	23,597	42.3
18歳未満	7,605	8,845	86.0
18~19歳	9,066	12,383	73.2
20~24	10,372	16,265	63.8
25~29	11,629	21,727	53.5
30~34	11,912	27,657	43.1
35~39	11,090	32,247	34.4
40~49	10,888	36,096	30.2
50~59	10,423	32,704	31.9
60歳以上	8,733	21,644	40.3

一労働省 賃金実態総合調査一

なっている。即ち、初任給においては、婦人の賃金も規模別格差が徐々に縮小して来ており、また、男女別格差は極めて小さいといえることができる。

しかし、一般的には、婦人の平均賃金は、男子に比べて極めて低く、年齢や勤続等によって上昇する賃金のカーブも、男女間に大きな差のあることを指摘しなければならない。労働省毎月勤労統計によると、昭和三六年の一か月平均月間現金給与総額は、女子一三、九二三円、男子三一、八八八円で、男子賃金を一〇〇とする女子賃金は四三・七にすぎない。また、昭和三六年賃金実態総合調査によつて、年齢による賃金の上昇の状態を見ると、第二表のとおり、男子では、年齢が高くなるにつれ、賃金が年齢に比例して上昇し、賃金が最高に達する四〇歳台には、一八歳未満の四倍となっているが、女子では、その上昇率が極めてゆるやかで、殆ど横ばいに近く、三〇歳台の前半で一八歳未満の一・五倍となるが、これを最高として、その後

第1図 規模、男女及び年齢階級別平均月間現金給与額
(昭和35年賃金構造基本調査)



は下向のカーブに転じ、四〇歳台では、一八歳未満の一・四倍にすぎない。

また、これを昭和三五年賃金構造基本調査によつて企業規模別に見ると、第一図のとおり、男子の、しかも大企業ほど賃金は急なカーブをえがいて上昇し、規模一、〇〇〇人以上の企業では、男子の賃金は五〇歳台で一八歳未満の約五倍に達するが、これに比べて、女子のカーブはゆるく、一、〇〇〇人以上のところでも三〇歳台をすぎると、殆ど横ばいとなり、四〇歳台で一八歳未満の約三倍となっている。一〇〇人

未満の小規模企業では、男子もほぼこれに似たカーブをえがき、同じ小規模企業の女子では、二五歳を境としてカーブが下向に転じている。勤続年数による賃金の動きも、年齢による場合とはほぼ同様で、女子の場合、男子に比較して、勤続によつて上昇する賃金のカーブは極めてゆるい。

以上のように、男子の賃金は、一般にその年齢、勤続が高まるに従つて上昇するのに対し、女子の場合は、必ずしも、年齢、勤続の年数に比例して賃金が高まっていらない。従つて、年齢・勤続の高い層ほど、男女の賃金格差が開くという結果になっている。

昭和三六年の賃金実態総合調査によると、第二表のとおり、一八歳未満の男子の平均賃金を一〇〇として、同年齢階級の女子の賃金は八六となつており、その格差は比較的小さいが、年齢が高まるにつれて格差が大きくなり、四〇歳台では、三〇・二となっている。また、これを規模別に見ると、大企業ほど男女格差が大きくなり、一〇人~九九人のところでは、男子の賃金を一〇〇として、女子は四七・八であるのに対し、一〇〇人~九九九人のところでは四四・〇となり、一、〇〇〇以上のところでは三八・八となっている。

では、このような男女賃金格差の原因はどこにあるのだろうか。さき

に、婦人労働者の特性として、一般に年齢が若く、勤続が短く、その半数以上が年齢二五歳未満、勤続三年未満のところに集中していることを指摘した。今日、大企業においては、終身雇用につながる年功序列型の賃金制度を採用しているところが多く、賃金が、職務の質や価値によってきめられるのではなく、仕事に従事する人間の年齢・学歴・勤続・性別等によってきめられ、従って、賃金が年齢を追って上昇し、生涯を通じて生活が保障される形となっており、初任給ないし若年層の賃金は相対的に低くおさえられている。一般に勤続が短く、結婚までの腰かけと考えられている婦人労働者は、この賃金制度のもとでは、短期・不熟練労働者として低賃金階層に集中し、また、これらの婦人労働者に対する企業の期待度も極めて低いため、婦人は多くの場合、年齢が高まり、勤続が長くなっても、職務の内容、責任の度合、職場における地位は高まっていない。また、最近、初任給の規模別格差がかなり縮小したとはいえ、賃金の最も低い、規模一〇〇人未満の小企業に婦人労働者の六〇％が集中しているということも、男女賃金格差を大きくしている原因といえよう。

* 男女同一賃金促進のために

ILOの条約第一〇〇号によれば、「同一価値の労働に対して、男女労働者に同一の報酬」とは、「性別による差別なしに定められる報酬率をいう」と定義されているが、我が国においては、また、労働基準法の中に、男女同一賃金

の原則がうたわれ、「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別してはならない」と規定されている。しかし以上見たように、現行の賃金制度のもとでは、賃金は、その仕事に従事する人間の学歴・年齢・勤続・性別等の人的要素によって決定されており、このままでは、「男女同一賃金」の実施には程遠いものがある。

しかし、さきに見たとおり、若年労働力の不足に伴って、最近、若年層の賃金が上昇しており、多くの企業が、従来の年功序列型賃金の修正の必要に迫られ、職務給導入の機運も高まって来ている。職務給が導入されれば、その仕事についている労働者の年齢・学歴・勤続・性別等の、人的な要素を考慮してきめられていた賃金が、仕事そのものの難易や責任の度合によって、合理的に決定されることになり、従来、母性保護や婦人に対する企業の期待度の低さなどから派生していた婦人の低賃金の問題は一応解消するように思われる。しかし、現在、婦人労働者の多くが、男子と異なる女子特有の仕事の分野に集中しており、また、今後、オートメーションの進展に伴って、婦人がますます単純労働の分野に増加することも考えられるので、職務給が導入されても、これらの職務に対する賃金の格付けが、男女同一賃金の見地から正しく行なわれなければ、婦人がますます低賃金の職務に固定化される結果となってしまう。婦人少年局の「男女同一賃金についてのアンケート結果」によれば、男女同一賃金に反対している

解答の中には、その真の意義を理解していないものが多いことが指摘されている。職務給導入の過程で、婦人の多く就業している職務が真に合理的に格付けされるためには、男女同一賃金の真意が、労使および一般社会に十分理解されていなければならない。

また、婦人が単純不熟練労働に集中している現状を打開して、真の男女同一賃金を促進するためには、婦人に対する教育、特に、学校・事業内・社会一般を含めた職業教育・技術教育の機会が、男子と対等に与えられ、これに伴って、婦人の職種や雇用分野が拡大されることが必要であり、また、現在低賃金の職務分野に就業しているものに対しては、最低賃金の確立が急務である。

しかし、わが国の現状では、男女同一賃金を促進し、真に婦人の賃金問題を解決しようとするならば、同時に賃金問題以前の多くの社会問題、婦人問題につきあたらなければならない。半封建的な家族制度や婦人の背負っている重い家事育児の負担の問題は、婦人の賃金や雇用問題の前に立ちはだかる大きな問題である。職場における母性保護を完全に実施し、男女の均等待遇を実現するためには、社会保障制度の確立、婦人労働者のための諸施設を併わせ考慮して行く必要がある。

(労働省婦人少年局婦人労働課々長補佐)

働く婦人のための乳児保育所の紹介

——岐阜市立沖ノ橋乳児保育所の設立——

中島 諷 訪 子



近年婦人労働者の動向

働者の動向は、戦前に立ちならぶ問屋街の数は次第にのびる傾向にあり、十年十五年と勤続することめずらしくなくなってきた。しかし乳幼児を抱えた働く母親にとって最も大きな問題は子供をどうするかという事です。既婚の女性が働きに出られるか否かは子供の養育施設があるかないかによって決定されるといふことも過言ではないように思われます。あるいはまた、働きに出ないで家庭で内職をする場合にも同じことが言えま

す。

岐阜県は、駅前に立ちならぶ問屋街の人の群が象徴するように、全国有数の既製の生業地で、全国の既製の七割近くを生産すると言われます。岐阜南部一帯に散在する紡績業とともに岐阜県の産業の中心となっています。この既製の大部分は中小の工場場で働く若い女子労働者の手によるものか、あるいは家庭の主婦がいわゆる問屋制家内労働の形態のもとに終日ミシンを踏んで作り上げたものです。その上、ボタン付け、穴かがり等の仕上げはほとんど内職者の手に支えられています。こうした働く婦人達は働くことに追われ、子供の世話も十分できず仕事場にはうり出しているのが現状です。そのため、どうしても完備した安い乳幼児の施設が地域社会の理解のもとに設けられることが望まれていたのです。

このような岐阜県における特殊事情もあって各種婦人団体・労働組合の人々が市長並びに厚生課長に市立乳児保育所の設立を働きかけるとともに、一方、市当局でも乳児保育所設立の必要性を痛感し、計画をねっていました。このような機運の中でテストケースとして生まれたのが岐阜市立沖ノ橋乳児保育所です。「市立沖ノ橋乳児保育所今日から開所！ さっそくおいだ」といった記事とともに可愛らしい子供達の写真がのったのは九月初めのことでした。そこで早速、私達はその乳児保育所を訪ねることにしました。

な。

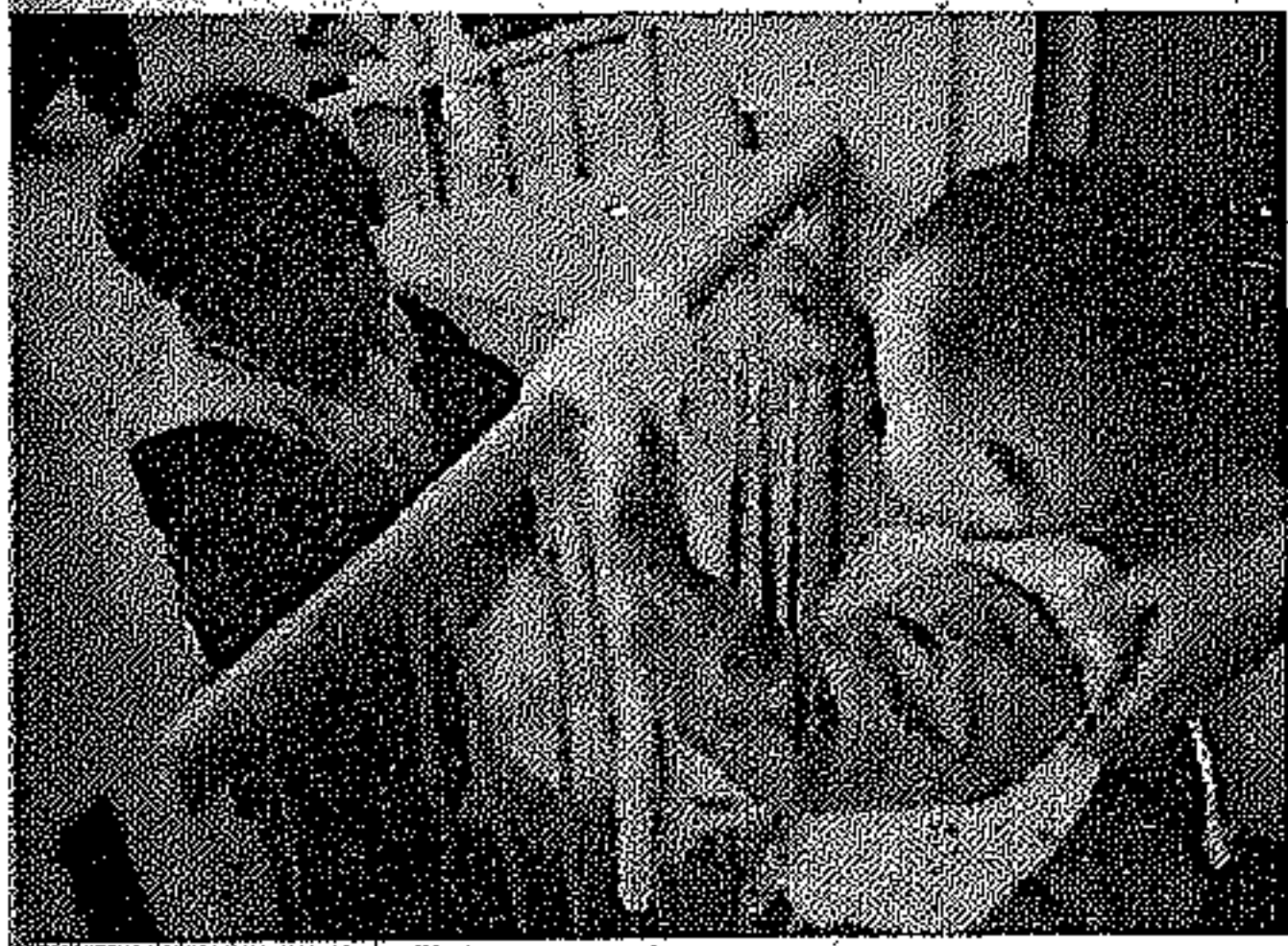
東海道線岐阜駅から電車で十五分、長良川の流に近しい静かな市街地にある。この乳児保育所は、従来の保育所の一部を改装したもので、うすいグリーンのかげに開かれた明るい五三平方メートルの室には柔かい秋の日射しがいっぱいさしこんでいました。室の中には十の小さなベビーベッドが二列に並び、室の一角にはしまされた畳敷の遊び場があり、縫いぐるみの動物のおもちゃがいくつかがあっていました。壁にも手製の人形や絵がかかり、子供にとっては夢のいっぴい楽しい室です。小さなベッドの一つには一人の子供がまだ夢の中でした。

入口のすぐ側には戸のない二つの水洗便所が並び、可愛い下駄が行儀よく並んでいます。その隣りが浴室で夏の間は入浴が一日の日課となっています。浴室には電気洗濯機が備え付けられ、おむつの洗濯は保育さんの役目です。湯わかし場に行く道には水色のかわいい蓋付便器が数個行儀よく並び、隣りにはそれぞれ持参したおむつが並んでいました。絵が新しく衛生的に整頓されています。

現在男児四名、女児九名の計十三名の乳幼児が三名の保育さん達に世話されています。市厚生課の係官や主任保育さんの、「人の命をあずかっているのですから、何といっても第一に健康に注意してゐる」との言葉通り、そのための諸設備もとのえられ、同時に人の配置にも留意し、看護婦の資格を持った保育さんが居て、子供達の健康に心を配っています。毎朝母親からあずかる時には家庭での子供をよまかくたすね、検温し、夕方にはまた種々の注意を与え、毎日一人一人の子供について健康表を書き付けています。入所する以前は忙しい母親達は十分行きとどいた保育ができず、その時々気ままな不規則な育て方をしていたため偏食しがちな子供が多く、体も標準以下の子が多いそうです。そのため保育さん達は規則正しい食生活の習慣をつけて標準体位までに引上げるよう努力しています。

ある母親は「一日中ミシンを踏んでいて、かたわらで遊んでいた子が泣き出して食べ物を与えるだけで何もしてやれなかった。環境も悪いし、忙しいので感情的にしかってばかりいるので落付かない子になってしまい、体位もだいたい劣っているようですが、ここに入ってから病気がちの病気がせず、食事規則正しくするようになりました。日曜日でもおむつの入った袋を持ち出して行きたがってこまるくらいです。」と保育所の生活に安心してまかしているといった感じでした。母親たちはこの保育所に今のところ十分満足しているようです。

ここで保育所生活の一端を紹介しよう。私たちが着いたのはちょうど十二時近いときで、小さな机が二列にならび昼食となりました。みんな手を洗い



写真上から

1. 食事の前には手を洗い、タオルでふきます。
2. 部屋の内部。
3. すべり台。

ニールの前掛をかけて、一人一人の皿の上に小さなサンドイッチが一切ずつせられ、もう一つの皿にはキャベツと中華そばのバターいためが添えられていました。一斉にいただきますをして、いろいろな事を保母さんに頼みながら食べさせてもらっています。ガヤガヤと賑やかな食事のうち一人の男の子が隣りの子のパンに手を出す。保母さんはすかさずその子のお皿にサンドイッチを一個とおそばを添える。隣りの女の子のお皿にも一個。健啖家はだれとだれと保母さんはわきまえたものです。最初から多く入れないと、左を見ても右を見てもお皿の中は一個。こうした小さなことに常に細心の注意をはらってなければならぬ保母さんの努力は大変なものです。ここまでが保母としての義務と一線を画せるものではなく、ただ子供達に対する愛情が総てを支えているのだとつくづく感心させられます。このように一分の気のゆるみも

ない緊張の連続である保育時間は午前八時三十分から午後四時三十分まで続きます。会社・工場に勤めている母親は五時すぎなければ子供を引き取りに来ないのて保母さん達はそれ以後も交替で居残って世話をしています。大休全部の子供が引き上げて行くのが五時三十分頃。

この保育所であつて子供は満一歳以上満二歳未満の乳幼児で、満二歳に達するとその翌月からそれぞれ近くの市立保育所に入所することになっていきます。現在の十三名の乳幼児は八月中旬に入所希望を募った中から入所基準に適合したものが入所しているわけですが、入所乳幼児資格条件というのは保護者またはこれに代る者が労働または病氣等の理由により監護する乳児が「保育に欠ける」と認められたものとなっています。実際に入所している乳幼児の保護者は岐阜の特殊事情を反映し、ミシンを踏んだり、ポタン付け・まとめなどの内職者六名、母

子家庭で工場に働く者二名、理容師・調理師それぞれ一名、共稼ぎ夫婦の子二名、母親が働きに出なければならぬために子供をあずけているケースが大部分で、母親の疾病によるものは一名となつていて、乳幼児を抱いた働いてることを見ても、乳幼児を抱いた働く母親にとって完備した施設がいかに必要かがうかがえます。

入所費用は要綱によると、保育料月額一、六〇〇円、児童福祉法により市長が負担能力がないと認めた者はその全額または一部を免除されることになっていきます。実際にはA B C Dの四段階にわかれ、国の保育徴収基準にそつて徴収されています。Aは生活保護法による被保護世帯で基準保育料は無料で、この保育所では三名がAの階層に属します。BはA階層を除き前年度分の市民税非課税世帯で保育料は二〇〇円で二名がこの階層に属します。Cは前年度分の市民税のうち均等割のみの課税世帯で固定資産税納入

により三段階に分かれ保育料は六〇〇円から八〇〇円で五名。Dは前年度所得課税世帯で保育料一、六〇〇円。この階層に属するものが三名となっています。

今後の方針として市当局では各校下とにある保育所に併設して乳児保育室を作つて行く計画を進めています。子供達の健康に第一の主眼を置きながらも年齢に相応した生活指導を心掛け朝の挨拶、手洗いといった社会生活に必要な知識をも身に付けて行くよう保育して行くつもりとのことです。「ただ、おりの中の動物のような子供ではなく、意志表示の出来る、子供に育てていくつもりです」という保母さん達のことばにうかがえるように、人間一生の基礎が、乳幼時期にすでに築かれ始めると言われているほどです。子供をあずかっているのみでなく、子供の発達段階に応じた保育が行なわれることが大切だと思います。

共稼ぎしなければあるいは内職しなければ生活出来ない働く婦人にとって、子供を預ける場所の必要性は絶対であり、費用の安い、安心して子供をまかせられる施設が第一に望まれます。幼児のための保育施設でさえ十分でない今日、乳幼児のための施設はいっそう貧弱であるのが現状ですが、これはどうしても地域社会の理解と協力を得て、働く婦人のためにせひ達成して欲しい社会的問題であると思われまふ。

労組婦人のページ

産別就業人口と県内生産所得は上記のとおりで、第二次産業は全国平均をはるかに下まわっている。人口も五年間に一%減少し、そ

		第一次産業	第二次産業	第三次産業
就業人口	秋田県	55.4	15.4	29.4
	全国	32.8	29.2	38.0
生産所得	秋田県	35.7	23.9	40.4
	全国	17.0	34.0	49.0

就業人口は 昭和35年
生産所得は " 34年

秋田県の 労組婦人の現状



桐谷 トリ

秋田県の大部分が一五歳〜二五歳の若年層の男の労組婦人という実情である。

人の現状 千人以上の従業員をもつ事業場が八つあるが、県北の三つの銅山、石油、パルプ・肥料と、すべて男子の職場で、それらにはわずかに一名の婦人が補助的立場で就労しているのみである。オキサイド・コアー・磁器コンデンサー製造のT事業場に千をこえる婦人が就業しているのみで、そのほかは家具建具の木製品、秋田杉の張極の密集する地帯に婦人が多く就業しているのみである。

秋田県の組織労働者は、六月末で組合数八二九、組合員九七、二〇四名で昨年に比べて六〇単産、組合員は五%のびている。三〇〇人未満、三十人以上の事業場の組織率は推定三三%といわれ民間企業のしめる率は半ばを下まわっている。組織労働者の約六〇%は上部団体に属している、その主なものは、県労傘下七七%、全労傘下六%となっている。

婦人の組織数は全組織数の二〇%をしめ、二〇、六九一名で昨年より二千名増加している。多数をしめるものは、教育関係二〇%、電話業務一三%、木材関係六%、電化工業五%強、医療関係五%弱となっている。

県内大企業が男子の職場であり、近年事務関係の婦人の本採用はとざされた事業場もあり、婦人労組の活動も上部団体のスケジュールの中に埋没して、婦人独自の活動が活発とはいえない。

しかし、県と婦人少年室共催による婦人労働講座は、回を重ねる毎に組合、使用者の理解も深まり、本年は予定数をはるかに上回ったが、その中には積極的希望し、経費の大部分を自己負担で出席したものもあるほどだった。職種も、組合での役職・年齢も、バラエティに富んでいて、講義・懇談と起居を共にしたことは、口の重い県民性をはねのけ、研究会には、職場の実情、婦人部の活動の状況が次々とべられた。

車掌さんや看護婦さんは、代休のとれないこと、残業のわく外は奉仕という問題、賃金の支給方法の疑問など、また初任給は男女同一でも数年の間に差が出来る職場の実態、定年制も男よりぐんと若い年齢であることや婦人は十年一日のように補助で昇進のみにはない問題、結婚や第一子出生後の退職には退職金に加算される実状など日頃働く場で、みつめ、考え、肌を感じた問題がだされた。

男女の定年の差が十五年もあつた事業場で、昨年は男女の差をちぢめる事に活動の重点をおき、五年高めることに成功した。この成果は大半が婦人である組合の執行部に初の婦人委員を送りだしたことで、今年の活動のバックボーンは、職務分析で婦人が就業している作業が低く評価されないよう勉強していること、T事業場の婦人部の活動の状況など、それぞれが職場の問題にがっちり四つにとくんで働きよい場にする努力が重ねられて

いる。また上部団体のあるものは、合宿研究会をひらき、横のつながりと婦人労組の育成につとめ、年末までには青婦秋田の組織を充足させようと力を入れている。

秋田の働く婦人は、個々には立派な職業観を内に秘めているのに、なかなか外にあらわさない。裏日本の刺激の少ない立地条件と、女らしくという家庭環境が自己主張を培うことをはばんでいるのだらう。

使用者に肩をたたかれてまいるのは女だ。組合活動に関心がない、計画性にとぼしく、責任感はない、重要なポストには不安でつけられないと、私は労使双方から度々いわれる。またある使用者は、なんで婦人の執行委員が出ないのか、婦人の問題は婦人の声で聞きたいと、もっていた。組合活動について勉強する機会も少ないし、家庭に残っている封建性が婦人の組合活動の活性化にブレーキをかけているのかもしれない。

しかし五年、十年と仕事の中で育った婦人の能力・人からは使用者も同僚の男子組合員もみとめているのに、執行部に婦人進出をはばむ封建性が組合の中にまだ残っているのではなからうか。ともあれ他と比べ低いとはいえコツコツと努力しているのが秋田の労組婦人の現状である。

工業化率は最低グループにはいつている秋田県では、十年後をめざして、秋田

臨海工業地帯を中核に県内各所に工業化センターをとつて構想をもっている。

日本海の内なりと防砂林の松嶺の中にモーターのうなりの和する時には秋田の

労組婦人もその中できつと強い大きな息をはくだろう。

(秋田婦人少年室長)

エーシヨンの指導のしかた レクリエーション指導者の 講習会に出席して

橋本幸子

×××××
CA同盟の高
倉正治主事の
講じられた
「レクリエー
ション指導
法」の中から、

働く人々のレクリエーションを指導する際、参考になると思われる事項をとりまとめ記したいと思う。

*レクリエーションとその必要性

去る九月九日から一週間、YWCAレクリエーション研究所の主催する「レクリエーション指導者講習会」に受講者として参加した。これは、現在レクリエーション指導に当たっている者、将来レクリエーション指導者になろうとする者に講義と実習を通してグループ指導及びレクリエーションの専門知識と技術を与えることを目的としたもので、今回の講習は、全四期からなる講習課程の第三期にあたり、講義の焦点はレクリエーション指導法におかれた。ここで言うレクリエーション指導法とは、歌の指導法、水泳の指導法というような狭義の個別的な指導方法を指すのではなく、もっと広義に、それぞれの対象に、その目的にあった素材(スポーツ・手芸等の個々の種目)を最も効果的に与えることに主眼がおかれている。従って、講習内容は、対象を理解するための発達心理学、指導効果をあげるための教育心理学、広報技術等に相当の時間があてられたが、ここでは、特に東京大学の江橋慎四郎教授及びYM

つかないような生活にあっては、おのずからレクリエーションなどというものも考えられないのである。それは単に労働時間だけの問題ではなく、労働の内容、労働から派生する種々の問題とも密接に結びついている。

幸いにして、わが国でも漸次労働時間は短縮されつつある。単純に見るならば機械化の促進によって、一人当たりの生産性が非常に高まっているためである。

しかし、このことは同時に、人々を細分化された単調な作業においやり、職人的創造のよるこびを完全にうばい去る結果ともなった。交通・通信の発達も、人々にスピーディーな生活を強いている。いきおい生活場面での緊張は高まる一方で、機械化、電化の波は一般家庭にまで押しよせ、ために人間の身体はなまってい。こうした現代にあって、人間の

本来的な欲求、例えば、活動性、社会的承認、創造、競争、新奇なものへの興味、スリルを味わいたいとする欲求等は矯められ、生活にひずみが生ずる。レクリエーションこそ、このような生活のゆがみを矯正し、人々に本来の人間らしい生活をもたらそうとするものである。レクリエーションの効用を列挙すれば、この事情はおのずから解明されよう。

スタブソン(Stubbs)は、次の七点

をあげている。

(1)経験の補足 人間は単調な経験にあきたらず、多くの目先の変わった経験を持とうとする。分業化していく現在の職業生活の場で満たされないこうした欲求は、多様なレクリエーションを経験することによって補われる筈である。

(2)補償の効用 他人に優越したいという欲求は現代の社会生活にあってはとくくじかれ易く、人々は劣等感に悩むことが多い。レクリエーションはこうした要求解消の場ともなり得るものである。

(3)攻撃的衝動の解消 人間の闘争本能をスポーツ的なレクリエーションによって解消することができる。

(4)退行的価値 成人しても子供っぽいことをしたり、機械化の進歩からのがれて原始的な生活をとり入れることは、人間に安心感や落ちつきを与え、生活緊張の解消に役立つ。

(5)現実逃避 社会生活に行きつまった時、その場から逃げ出したいくなる。場合によっては自殺することもある。レクリエーションは、こうした場合、もっと生産的な方向に逃避することを可能にする。

(6)社会的飢餓の満足 人は集団生活の動物であり、他人と共に生活することを欲するが、対人接触の少ない職場では、

人間的な交流を欠きやすい。こうした人々のためには、特に集団的なレクリエーションが必要である。

(7) 孤独へのささえ 人が集団生活の動物であると言っても、やはり孤独の時間を持つことは必要である。こうした時間をより充実したものとして享受すること、を可能にするのもレクリエーションの効用の一つである。

*わが国におけるレクリエーションの実情

レクリエーション指導は、以上述べたような効用が十分發揮されるように留意することが大切であるが、このためには現在のわが国のレクリエーションの特質について、少なくとも次に挙げる諸点は念頭におく必要がある。

- (1) レクリエーション施設についてみるに、商業的(営利的)なものは比較的発達しているのに、公共のものが非常に少ないこと。
- (2) 個人的レクリエーション(例えば、つり・コレクション・手芸・碁将棋)が強く、社交的なもの(集団競技・フォークダンスなど)は少ないこと。
- (3) 受身のレクリエーション(映画・テレビなど)が盛んなこと。
- (4) 指導者が少ないこと。ことに公共の施設など、施設の管理者はいても、レクリエーションの秀れた指導者はきわめて少ないこと。この点、商業的施設の方が整っているほどである。

(5) 参加者の層がうすいこと。古くから遊ぶことを罪悪視する風潮があるため、こっそり一人で商業的レクリエーション施設を利用することはあっても、グループをつくったり、同好者でクラブを育てるという動きはほとんどみられなかったこと。

(6) 一人一人のレクリエーションのレパートリーが非常に限られていること。つりの好きな人は、それ以外のことは見向きもしない。種々のレクリエーションを楽しむことによって経験の補足をし、人間的成長を求めるとともに、この傾向は好ましいものではない。

こうした現状から、レクリエーションを人間性の回復という高次の目的をもつたものにまで高めていくためには、今後多くの分野に秀れたレクリエーション指導者の活躍が求められねばならない。国によるレクリエーション政策の樹立、都道府県によるその執行、市町村の段階での実施というような系統づけも必要である。特に実施段階では、会社・工場における産業レクリエーションと同時に、家庭や団地、学校・宗教団体その他の民間団体、あるいは公民館等の社会施設におけるレクリエーション、地域社会における商業的なレクリエーション施設等秀れた指導者を必要としている領域は多い。また、これら各種のレクリエーションの領域の相互関係についても注意が向けられるべきである。

*実際にレクリエーション指導をする際留意したいこと

先に述べたようにレクリエーションが、人間の自由な表現であるとすれば、指導することは邪道ではなかるうか、と言う考えもでてくる。しかしレクリエーションによって享受し得る最大限のものを期待するためには、一つの方向づけが必要となってくる。しかも、レクリエーションが個人の自発的なものであればあるだけ、これをつなぎとめ、高めていくための指導者の役割は重要なのである。

このような意味からもまた従来の多くの指導経験からも、指導者にとって最も大切なことは、いわゆる指導技術ではなく、指導者の人格にあると言つて過言ではない。ことに直接指導に当たる者の場合は、人間的な要素が最後に物を言う。従つて、指導者としては自分を人間的に高めることが最も大切であるが、さらに指導効果をあげるためには、次の諸点について注意することが肝要である。

- (1) 人々のレクリエーションに対する興味は必ずしも同一でないこと。誰もがフォークダンスをすれば楽しいというものではない。不得手なものにはなじみにくい。
- (2) 対象の年齢・性・経済状態・社会的地位・生活の場・職業・情緒等についても把握し、プログラム作成上十分これらについて配慮すること。
- (3) プログラムは指導者だけでできぬ

に、参加者も加えた席上で作成すること。

- (4) 上手な人も下手な人もそれなりに楽しむことのできるようなプログラムを作成すること。
- (5) プログラムはできる限り多くの素材を利用し、多様性に富んだものにする

ことが効果的。

- (6) その場限りではなく、長期的なプログラムを立てること。また、常時実施効果を評価測定し、必要な修正を加えるにやぶさかであってはならない。
- (7) 催しもののPRを効果的にこなすこと。
- (8) 指導方法も、対象により、内容により、視聴覚刺激を活用したり、討議式・説明式・試行錯誤式など、あらゆる方法を最も効果的に利用すること。
- (9) 細かいことではあるが、一つ一つの活動をきちんと片づけて次に進むこと。
- (10) 説明は簡単明瞭にすること。
- (11) 自分もためらわずゲームに参加すること。
- (12) 競争的なゲームでは、偶発的な機会によって勝負のつくような種目を挿入しておくこと。

こうした、直接的な技術と同時に、これからの指導者には、Administrator, Organizerとしての役割に秀れることも大切である。自から指導の任にあたりと同時に、その道、その道の専門家の上手な活用という点は、特に心がけるべきである。――労働省年少労働課、事務官――



風紀についての意識

意識調査結果

婦人少年局では、かねてより、売春防止対策樹立に資するため種々の角度から調査を行なっているが、昭和三六年四月には「風紀に関する意識調査」を実施した。

この調査は、全国九二か所、各県二か所（売春行為が発生しやすい環境にあるとみられる問題地域一か所、都市計画法によって指定されている住宅地域一か所）を選定し、そこに居住する満二〇歳以上満六〇歳未満の男女から無作為抽出によって選定した二、九〇〇名を対象者とし、風紀に関する諸問題について一般男女の考え方を把握したものである。以下調査結果の概要を紹介しよう。

一、風紀問題に関する基本的態度

(一) 男女交際についての態度

男女の交際が自由になった最近の傾向をどう思うかの問に対して「好ましい」と答えているものは五割強（男五八%、女五一%）で、「困ったものだ」というものは一割に満たない（男女いずれも六%）。他の三割強は「一概にいいない」

第1表 男女交際の自由な傾向をどう思うか

回答別 男 女	総 数		好ましい	困ったもの	一概にいいない	わからない	無回答
	実数	%					
男	1,357	100	58%	6%	31%	5%	※%
女	1,363	100	51	6	33	10	※

注) ※印は1%未満を示す

学歴の低い層より高い層に「好ましい」というものが多い。

(二) 婚姻外の性関係に対する態度

(イ) 結婚前の純潔は守るべきかと思うか

どうかの問に対して、「男も女も守るべきだ」と答えているものは男六五%、女八〇%、「守れたら守った方がよい」というものは男二七%、女一七%で、対象者の九割以上が結婚前には純潔を守った方がよいと考えている。しかし、残りの

第2表 結婚前には純潔は守るべきか

回答別 男 女	総 数		男も女も守るべきだ	守れたら守った方がよい	そうは思わない	守らなくともよい	女は守るべきだが男は守らなくともよい	わからない	無回答
	実数	%							
男	1,357	100	65%	27%	2%	4%	2%	※%	
女	1,363	100	80	17	※	2	1	※	

注) ※印は1%未満を示す

一割に満たない対象者のなかには「結婚前の純潔は守らなくともよい」というものや、「女は守るべきだが男は守らなくともよい」というものがみられる。さらに、

第3表 夫の女性関係をどう思うか

回答別 男 女	総 数		絶対いけ	別にいけ	わからない	無回答
	実数	%				
男	1,357	100	74%	14%	10%	2%
女	1,363	100	86	6	8	※

注) ※印は1%未満を示す

人の婦人でもかまわない」というものが約六割（男五七%、女五六%）、「水商売の婦人ならかまわない」というものが三割強（男三七%、女三一%）となっている。

い批判をしている。なお、夫の女性関係を別にいかに答えていなくても、その相手となる女性はい「水商売の婦人でも素

第4表 妻の男性関係をどう思うか

回答別 男 女	総 数		絶対いけ	別にいけ	わからない	無回答
	実数	%				
男	1,357	100	86%	6%	6%	2%
女	1,363	100	93	2	5	※

注) ※印は1%未満を示す

(ハ) 妻が夫以外の男性と関係をもつことをどう思うかについて「絶対にいけなくともよい」というものが約九割（男八六%、女九三%）で、妻の男性関係に対する批判は前掲の夫の

女性関係に対するそれよりさらにきびしい。

なお、有配偶者の異性関係を「絶対にいけない」と考えているものは、比較的年齢の高いものに多い。

(二) 他方、男性が妾をもつということは今後少なくなると思ふかの問に対して「そうは思わない」と否定したものゝ五割強(五三%)、「少なくなる」と肯定したものが四割弱(三八%)で、対象者の過半数が世の中の男性が妾をもつというとはなお少なくならないだろうと判断している。

なお、「そうは思わない」と否定するものは住宅地域より問題地域に多く、「少なくなる」と肯定しているものは問題地域より住宅地域に多い。

(三) 娯楽選考についての傾向

(イ) 接客業に従事する女性は今後ふえるかどうかという問に対する一般の判断をみると、芸妓については、今後「へる」とみているものが約三割(男三八%、女二七%)、「同じ位」「ふえる」とみているものが各々約二割である。

これを地域別にみると、「へる」と答えているものは、問題地域より住宅地域に多く、「ふえる」と答えているものは住宅地域より問題地域に多い。また、年齢別では、男女いずれも年齢の高い層に「ふえる」「へる」の回答が多く、若年齢層は「わからない」と答えるものが多い。一方、女給(社交係)については、対

象者の過半数(男七〇%、女五七%)が「ふえる」と答えており、「へる」とみているものは一割にみたない(男五%、女三%)。

なお、「ふえる」とみているものは概して年齢が高くなる程多くなる傾向を示している。地域別では、問題地域の方が住宅地域より「ふえる」とみているものが多い。

他方、家庭娯楽やスポーツが盛んになれば、芸妓や女給との遊びを求める人は少なくなるとみているものが約五割(男四五%、女五四%)、「かわりない」とみているものが約三分の一(男四一%、女三二%)で、その傾向は年齢別にみても大差ない。

(ロ) 性問題を露骨に取扱った週刊紙や映画を買ったり見たりするものは、「若い人に多い」とみているものが四割弱(男三八%、女三六%)、「年配者に多い」とみているものが三割弱(男二七%、女二五%)で、この比率は年齢別にみても殆んど差がない。

なお、「若い人に多い」というものの四割弱のうち約三割は、ことに「二〇歳代に多い」とみているものであり、また、「年配者に多い」という三割弱の殆んどは、ことに「四〇歳代に多い」とみているものである。

また、女より男に多いとみているものが約六割(男六六%、女五七%)、「男女どちらともいえない」が二割強(男二二%、女二七%)で、「女の人に多い」は一割にみたない(男女いずれも五%)。

さらに、教育・教養の有無別では、「教育・教養のない人に多い」と答えているものは学歴の高い層に多く、「教育・教養のある人に多い」というものは学歴の低い層に多くなっており、お互いに自己の属さない階層に多いと答える傾向が強く出ている。

二、売春問題に対する態度

(一) 女子の売春行為について

女子が売春をすることをどう思ふかの問に対して「絶対にいけない」と答えているものが男五二%、女六一%で、男女いずれも過半数が女子の売春行為を絶対にいけないと否定している。しかし、なかには、「事情によってはやむをえない」と答えているものも男三九%、女三〇%あり、対象者の三分の一は売春を容認している。

第5表 女の人が売春をすることをどう思ふか

回答別	総数		絶対的にいけない	事情によつては仕方ない	わからない	無回答
	実数	%	絶対的にいけない	事情によつては仕方ない	わからない	無回答
男	1,357	100	39%	52%	8%	1%
女	1,363	100	30	61	9	※

注) ※印は1%未満を示す

売春を容認しているものは女より男に、住宅地域より問題地域に、若年齢層より高年齢層に、学歴の低いものより高いものが多い。

に多い。なお、「二〇歳から二四歳の就業者と学生との考え方をみると、売春を容認するものは学生より就業者に多く逆に否定するものは就業者より学生に多い。子供を育てるために売春することなどを思ふかの問に対して「わるい」と否定しているものが六割強(男六二%、女六七%)、「仕方がない」と容認しているものが三割弱(男二九%、女二三%)である。

この考え方には地域差があり、男女いずれも問題地域の方が住宅地域より「仕方がない」と容認しているものが多い。「わるい」と否定しているものは少ない。病氣や失業した夫・親を養うために売春することをどう思ふかの問に対して、「わるい」と否定しているものが六割弱(男五五%、女五八%)、「仕方がない」と容認しているものが約三割(男三三%、女二七%)である。これは前掲の子供を育てるための売春に対する考え方に比べると容認度はやや高く、否定度は低くなっている。

さらに、女子が生活に困った場合の生き方としてどういう方法がよいと思ふかを重ねて質問したところ、「生活保護などをうける」と答えているものが六割近く(男女いずれも五八%)で最も多い。しかしなかには、「売春をしても人の世話にならない」というものが一割近く(男七%、女五%)あった。

(二) 男の女遊びについて

第6表 男の人が売春婦と遊ぶことを
どう思うか

回答別 男女別	総 数		別 に 悪い こと だ と 思 う こ と は な い	場 合 に よ る	悪 い こ と だ	わ か ら な い	無 回 答
	実数	%					
男	1,357	100	7%	23%	66%	4%	※%
女	1,363	100	3	20	72	5	※

注) ※ は1%未満を示す

り高いものに多いが、年齢差は殆んどみられない。

男女交際の自由を「好ましい」と考えているものは、「困ったものだ」と考えているものより容認度は低い。

二〇歳から二四歳までの若い層について就業者と学生の差をみると、男の女遊びを容認するものは、男では学生に多く、女では就業者に多い。

売春婦と遊ぶ男子はどういう人に多いと思うかの問に対して、年代別では、

男子が売春婦と遊ぶことをどう思うかの問に対して「わるいことだ」と答えているものは約七割(男六三%、女二〇%)「場合による」と答えているものが二割(男二三%、女二〇%)、「別に悪いことではない」とはつきり容認しているものが一割弱(男七%、女三%)で、大多数のものは男の女遊びがわるいことだと考えている。

なお、「別に悪いことではない」「場合による」と容認しているものは、女より男に、住宅地域より問題地域に、学歴の低いものより高いものが多いが、年齢差は殆んどみられない。

男の女遊びの動機はなにかについて「自ら求めることが多い」とみているものが男四割(四〇%)、女三割弱(二九%)で、「誘惑されることが多い」とみているもの(男二三%、女二六%)より多い。

三、売春防止法に対する関心

(一)売春防止法に対する知識

売春防止法のあることについては、殆んど全員(男九八%、女九三%)が知っているが、処罰規定については不確実な

「若い人に多い」と考えているものが男三七%、女二一%、「年配者に多い」というものが男二六%、女三三%である。この比率からみると、男は「若い人に多い」とみているものが最も多く、女では「年配者に多い」とみているものが最も多い。

さらに、配偶関係別、職業別にみると、その回答は全般的に自己の属している階層とは反対の階層に多いと答える傾向が強く出ている。即ち、「独身者に多い」とみているものは既婚者に最も多く(男四〇%、女二九%)、「妻帯者に多い」とみているものは未婚者に最も多い(男三二%、女二六%)。また、「精神労働者に多い」とみているものは業主に最も多く(男女いずれも三一%)、逆に「肉体労働者に多い」とみているものは、被傭者、学生に最も多い(女子学生〇%を除いてはいずれも三割以上)。

第7表 売春防止法を知っているか

回答別 男女別	総 数		知 っ て い る	知 ら な い	無 回 答
	実数	%			
男	1,357	100	98%	2%	※%
女	1,363	100	93	7	※

注) ※印は1%未満を示す

知識のものが相当多い。なお、「売春の相手となった男性を処罰せよ」というものは、「売春をするものすべてを処罰せよ」というものより多い。

(三)法の施行効果についての判断

売春防止法施行法の問題として、風紀、性病、性犯罪の悪化、増減が云々されているが、一般はこれについてどのように判断しているかをみると、「風紀が悪くなった」とみているものが四割強(四六%)、「性病がふえた」とみているものが三割(三〇%)、「性犯罪がふえた」とみているものが六割強(六一%)である。

なお、これらの問題に対してはなんとも判断しかねているものが多く、風紀については二割(二〇%)のものが、性病については五割強(五四%)のものが、性犯罪については二割強(二四%)のものが、「わからない」と答えている。

(二)処罰規定に対する態度

売春婦の処罰規定については、対象者の過半数(男五七%、女六九%)が、「人の目にふれないように売春するものもすべて処罰するよう改めた方がよい」と答えており、「現行法のままでよい」というものは男で三割弱(二七%)、女で一割弱(一三%)である。

また、売春の相手となる男性の処罰については、対象者の大半(男六四%、女八二%)が、「男性も処罰するよう改めた方がよい」と答えており、「現行法のままでよい」とみているものは男で二割強(二四%)、女では一割に満たない(一六%)。

さらに、これらの考えを地域別にみると、現行法の改正を望むものは問題地域より住宅地域に多く、現行法維持を主張

するものは住宅地域より問題地域に多い。なお、「売春の相手となった男性を処罰せよ」というものは、「売春をするものすべてを処罰せよ」というものより多い。

(三)法の施行効果についての判断

売春防止法施行法の問題として、風紀、性病、性犯罪の悪化、増減が云々されているが、一般はこれについてどのように判断しているかをみると、「風紀が悪くなった」とみているものが四割強(四六%)、「性病がふえた」とみているものが三割(三〇%)、「性犯罪がふえた」とみているものが六割強(六一%)である。

なお、これらの問題に対してはなんとも判断しかねているものが多く、風紀については二割(二〇%)のものが、性病については五割強(五四%)のものが、性犯罪については二割強(二四%)のものが、「わからない」と答えている。

四、売春問題の将来に対する判断

売春をしたりその相手方になる行為は今後少なくなると思うか、へると思うかについて一般の判断をみると、「かわりない」とみているものが約四割(男四一%、女三七%)で最も多い。「少なくとも二割強(男二五%、女二三%)でこれについているが、逆に「ふえる」とみているものも約二割(男二三%、女一六%)あり、少なくなると判断しているものをやや下回る程度であ

第8表 売春行為は今後少なくなると思
うか

回答別	総数	実数	%	無回答	わからない	かわらない	ふえる	少なくなる	なくなる
男	1,357	100	1%	25%	23%	41%	10%	※	※
女	1,363	100	1	23	16	37	23	※	※

注 ※印は1%未満を示す

地域に、高年齢層より若年齢層に多く、「ふえる」と答えているものは、住宅地域より問題地域に、若年齢層より高年齢層に多い。

さらに、五つの社会的条件をあげて、そのそれぞれとの関係で売春行為の減少又は増加についての判断をみるとつぎのとおりである。

(イ)取締りを強化すればどうかに対しては、「少なくなる」と答えているものが男五割弱(男四九%)、女六割弱(五七%)で、これに「なくなる」(男三%、女四%)と答えているものをあわせると過半数は取締りを強化すれば売春行為はなくなるだろうとみている。他の回答の殆んどは「かわらない」(男四八%、女三〇%)であるが、なかには「ふえる」と答えているものが男四%、女二%含まれていた。

(ロ)経済がもっと豊かになればどうかに対しては、「少なくなる」と答えているものが約五割(男四五%、女四九%)で、これに「なくなる」(男女いずれも六%)と答えているものをあわせると五割強のものは経済が豊かになれば売春行為はなくなっていくだろうと判断している。

なお、この問に対して「ふえる」と答えているものが約一割(男一三%、女九%)、「かわらない」が二割強(男二八%、女二四%)含まれていた。

(ハ)男女の交際がもっと自由になればどうかに対しては、約三割(男三三%、女二六%)が「少なくなる」と答えており、「ふえる」と答えているものは一割(男一%、女一〇%)、「かわらない」は約四割(男四一%、女三七%)である。

(ニ)人権尊重の思想がもっと徹底すればどうかに対しては、「少なくなる」と答えているものが約六割(男五九%、女六三%)、「なくなる」というものが約一割(男女いずれも七%)で、人権を尊重する思想の徹底を必要条件に考えているものが約七割をしめている。なお、「ふえる」と考えるものは全くなき、「かわらない」が二割強(男二五%、女二〇%)あった。

(ホ)社会保障がもっと進んだらどうかに対しては、対象者の七割強(男七二%、女七三%)が、「少なくなる」と答えており、「なくなる」と答えている約一割(男一%、女九%)のものをあわせる

と八割以上が社会保障が確立されれば売春行為はなくなっていくだろうと判断している。なお、この問に対して「ふえる」一三%、女一〇%あった。

◆「新聞少年の日」のつどい

日本新聞協会では、今年から新聞週間中の日曜日を選んで「新聞少年の日」を定め、新聞配達に従事する少年たちを激励する催しを全国各地で開くこととなった。新聞配達少年は全国で約一五万人と称せられているが、その大部分は中学校の生徒などで、学業のかたわら配達に従事している関係から、その保護・福祉の向上に対する労働・教育両面からの配慮は極めて重要である。前記協会加盟各社では、これを機として取引販売者に対し、労働条件・労働環境の確保について周知徹底させることを申し合わせた。

労働省ではこの趣旨に賛同して「新聞少年の日」の運動を協賛するとともに、労働大臣メッセージをおくった。

この日、東京では、在京新聞社の主催により朝九時から帝国劇場で「新聞少年感謝のつどい」が、都内の新聞少年の代表約千百人を招いて開かれた。まず池田首相その他のメッセージが披露され、ついで大橋労働相・内藤文部次官・読者代表者村岡花子氏から激励と感謝のことばがあり、このあと少年たちはシネマを鑑賞して正午すぎ楽しいつどいを終えた。

労働大臣メッセージ

新聞少年のみなさん、私は、朝起きて

と答えているものは全くなかったが、「かわらない」というものは一割強(男一三%、女一〇%)あった。

朝刊を手にとると、それだけでなんとなく心の落ちつきを感じます。そして、毎朝毎夕きちんと新聞を届けてくださるみなさんに、「今日も御苦労様、ありがとうございます」と、感謝の気持ちで読んでいます。この気持ちは誰も誰と同じだと思います。

さて、本日は「新聞少年の日」です。日本中のみんなが新聞少年に感謝しその御苦労をねぎらう日です。この日のできたことは大変意義深いことだと喜んでいますが、私は日頃から、勉学中の少年が、新聞配達の仕事によって勉学が妨げられたり、からだをこわしたり、心がいじけたりすることのないようにと、いろいろ心配しています。そんなことのないよう勉学中の少年には特別の心づかいをしていただきたいと、店主へお願いし、世の中みんなの人にも協力をお願いしています。

これから寒くなれば、朝早く、あるいは暮方の仕事は辛いことですが、病気をしないよう、怪我をしないよう十分気をつけて下さい。明日も、元気な君の足音と、新聞さばきの音を、日本中の家々が待っています。どうもありがとうございます。

労働大臣 大橋武夫



勤労者家庭の保健についての調査

勤労者家庭の消費生活水準
に関する主婦の意識調査から

労働省婦人少年局では、昭和三十七年八月、勤労者家庭の主婦の、消費生活水準についての意識調査を実施した。これは勤労者家庭の消費生活において、家庭生活の基本的な部分がどのように充足されているかを把握するための調査で、全国製造業二〇〇事業場を通じ、約三、〇〇〇人の勤労者家庭の主婦に対して行った。調査は家計・衣食住・保健衛生・教育文化等、家庭消費生活の全般にわたっているが、このほど保健衛生の一部について集計結果がまとまった。

一、勤労者家庭は保健所をどのくらい利用しているか

利用している世帯	二九%
たびたび利用する	七%
たまに利用する	二二%
利用しない世帯	五九%
無答	一一%

回答した世帯の約三割が保健所を利用している。

利用する理由としては、健康診断（とくに子どもの）、予防接種、育児相談が

二、家族計画を実行している世帯は？

五〇歳未満の主婦のうち	
実行しているもの	五七%
実行していないもの	三二%
無答及び五〇歳以上	一一%

実行の有無は五〇歳未満の主婦についてとったが、この調査にあたった勤労者家庭では、家族計画を行なっているものが五七%に及んでいる。

三、勤労者家庭の主婦は健康診断をうけているか

多くの主婦は結婚後、何らかの形で健康診断をうけているが、定期的に通うという態度をとっているものはそれほど多くないようである。

結婚後健康診断をうけたもの	七七%
定期的に通う	一七%
不定期に通う	一〇%
集団で	二四%
個人で	二七%
結婚後健康診断をうけたことがないもの	二二%
無答	二%

（注）多答式なので七七%の内数は合計と一致しない。

四、ねずみ・ゴキブリ・はえ・蚊等の害虫の駆除はどのように行なわれているか

薬剤を常備して手まめに駆除している	四〇%
時々使っている	五三%
薬剤はあまり使わず手などとする	三%
出ないのでその必要はない	二%
その他	一%
無答	一%

薬剤を常備して手まめに駆除するという答が四〇%、時々使っているという答が五三%、あわせて九三%の世帯が薬剤を使用して害虫駆除に努めている。逆にみれば、この家庭にも害虫類が出るということであろう。これは次のじん芥処理とも関係深い問題である。

五、じん芥処理は円滑にいつているか

円滑にいつている	七二%
円滑にいつていない	一一%
無答	一六%

円滑にいつているという答が七二%と意外に多く、円滑にいつていないというものが一二%であった。円滑にいつていない点としては、役所のじん芥集収回数が少ない、または定期的でないというものがもっとも多かった。また、じん芥集収の便宜がないため、あるいは円滑に行なわれないため、海・川・土手等の場所にごみを捨てるため不潔になっている、共同のごみ捨て場があっても不潔で害虫の発生場所になっている、自家で処理する場合には燃せないもの（厨芥・空かん・空びん・灰等）の処理に困る、穴を掘って埋める場所がなくなってきた、昼間不在の家庭（主婦が働いている等）では回収車への運搬ができないなどの点があげられている。

「円滑にいつている」「いない」という意識の程度はかなり個人差が多く、たとえば同一社宅で同じごみ捨て場を使っている場合でも、ごみ捨て場近辺の家は悪臭や害虫発生に悩んでいるが、いくらか離れた家ではまあまあうまくいつていると感じていたり、自家処理している家庭でも手数料がかかる、不潔であると感じてい

るものと、円滑にいつていけると感じているものがあるなどの差がみられる。

六、夜勤あけの勤労者の睡眠が妨げられる理由

部屋がない	九三件
子どもがさわぐ	一五八
外部の音がうるさい	二三二
その他	一五

(夏は昼間暑くて眠れない)
(昼間も仕事があるなど)

中間集計なので、夜勤をする勤労者の何割が安眠にさしつかえるような条件にあるかを明らかにできないが、静かに休むことのできない理由としてあげられたものとしては、外部の騒音がもっとも多かった。

たとえば道路の交通の音、工場に近い住宅では工場の騒音、学校近隣での学校の騒音等。また昼間の睡眠なので、狭い家では静かに休める部屋が確保できなかったり、子どもがさわぐのでねむれないという答も多い。逆にみれば、子どもが気がねなく遊ぶことが妨げられるという夜勤者の家庭特有の問題もある。

日本放送協会学園(NHK学園)の設立について

国民の所得の向上に伴い、高等学校進学率は逐年増加している。国民所得倍増計画によれば昭和四五年には、その進学率は七二%に達するものと予想されている。一方、中学校を卒業し、直ちに就職する者の割合は年々減少の傾向にあるが、このような教育の機会に恵まれない勤労青少年に対する各種の教育・訓練の充実が今後の大きな課題となるだろう。

この時期にNHKが学園を設立し、ラジオ・テレビを通じて広域高校通信教育を明年四月から実施する運びとなり、山間へき地の勤労青少年にも勉学の機会が与えられることとなり今後大きな期待が寄せられる。

◎学園の概要

日本放送協会学園高等学校は、一億二千万円の経費をもって東京都下国立町に普通教室五室、特別教室四室、宿泊施設一棟を有する延約三、二〇〇平方メートルの鉄筋校舎が建設されることになっている。修業年限は四年で、課程は通信制の普通科課程となっている。

三八年から毎年五、〇〇〇人ずつの生徒を募集し、四一年には定員二万人に対し通信教育を行なう計画である。

◎教育の内容とその方法

教育内容は、基礎科目を中心とする普通科で、教科は国語・社会・数学・理科

・保健体育・芸術・外国語
・家庭・職業と特別教育活動
動となっている。

教育はつぎの方法で行なわれる。

一、ラジオ・テレビの利用 教科書・学習書を使用しながら自学自習するのが基本であるが、さらに、NHKのラジオ・テレビの通信教育放送を聴視して学習する。

二、添削指導 本校において行なうレポートによる添削指導を受ける。

三、面接指導(スクーリング) ラジオ・テレビの利用により、満足な成果を得たと認められる生徒には面接指導時間数の一部を免除する。面接指導には、(1)本校におけるスクーリング (2)地方に住む者のために、各都道府県ごとに協力校を置き、協力校においてスクーリングを行なう。(3)その他生徒数などに応じ適宜開設される協力施設スクーリング、全国八地区で実施される予定の合宿スクーリングなどが計画されている。

四、試験 試験は、中間試験と終末試験とに分けて本校及び協力校で行なう。

◎放送の利用

従来の通信教育の学習は、教科書・学習書を主教材とする自学自習がたてまえとなっていたが、放送の利用が学習の効率化と効果の向上に役立つことが示されたので、文部省では三二年の学習指導要領の一部改正により「ラジオ利用者に対して、面接指導時間数・特別教育活動時間数」

間数の8/10以内の免除」を認めたのを皮切りに、三五年十月の同じく高等学校学習指導要領の改正の際には「ラジオ利用者に対して3/10、テレビ利用者に対して5/10、ラジオ・テレビの併用利用者に対して6/10以内の面接指導時間数、特別教育活動時間数の免除」を認め、ややもすれば通信教育の隘路となっていたスクーリングの負担の軽減が図られた。

現在NHKが行なっている高等学校通信教育放送時間はラジオが一週六時間五分、テレビが三時間三十分であるが、四年後にはラジオ・テレビそれぞれ一週約一五時間の放送が予定されている。

◎入学金・授業料など

元来通信教育は勤労青少年を対象とするだけに、生徒の経済的負担をなるべく軽減し、入学金二〇〇円、授業料(年額)一、〇〇〇円、通信費(年額)二二〇円、学習費(年額)三〇〇円となっている。ただし、教科書と学習書は生徒各自の負担となっている。

放送利用によるスクーリング等の大幅免除が認められたにしてもスクーリングへの出席、または家庭内や、住み先などにおける通信教育番組利用の問題など今後数多くの問題が残されている。

入学者も多いが、退学者も多いといわれている通信教育が発展していくためには、事業主をはじめ周囲の人々の深い理解と援助が望まれる。



昭和三十六年 婦人労働の实情

はじめに

最近あいついで各省庁からいろんな種類の白書が公表され、これが新聞紙上に掲載され国民の耳目をひいている。そのなかで婦人労働に関連の深いものだけでも、七月の労働白書をはじめ経済企画庁の経済白書、厚生省の厚生白書などがあるが、毎年、婦人少年局でも九月に開かれる働く婦人の福祉運動を前にしてその前年度における婦人労働に関する諸統計をもとにして、婦人の就業状態・労働条件・労働保護・教育訓練などの実情を分析して公表している。近年、婦人労働に関心のある人から親しまれ、活用されるようになってきたが、とくにジャーナリストからはここ二、三年「婦人労働白書」などと呼ばれ、各紙に大々的に報道されるようになってきた。本稿においては、この一九六一年婦人労働の实情の概要をかいつまんで紹介しよう。

一九六一年のわが国経済は、経済白書にも明らかなように、前二年に引きつづく高度成長のあとをうけて、一層旺盛となった民間設備投資を中心に過熱の様相

を示すとともに、国際収支が悪化したこと

とから、政府は昨年九月、「国際収支改善策」を主柱とした景気調整策を発表し、爾来金融はじめ各種の調整措置を講じてきた。もっとも今回の景気調整は、過去二回のそれとくらべるとゆるやかである

ことが特徴であり、比較的社会的摩擦も少なく、そのため婦人労働への影響もほとんどあらわれなかった。従って、この年の婦人労働は、前年に引き続き、雇用・労働市場・賃金等の各面で一段と成長し、改善された。その特徴は、第二に雇

用の面では、女子雇用者の数は一層増加し、遂に七〇〇万台を突破するに至り、雇用者総数の中に占める女子の割合は三〇・八％となり、近代産業の担い手として女子の果たす役割はいよいよ高まってきた。また、その質も次第に変わり、年齢・勤続年数も、長い目で見ると平均して次第に長くなってきており、配偶者を有するものの割合も、二五％と年々着実に増加してきてきた。

第二の特徴として中小企業を中心に、人手不足が一層深刻となり、とくに新規学卒者を含む若年女子層の需要が多く、

売り市場の性格がいよいよ強まった。しかし反面、未亡人等中高年齢層の就業はいくらか改善されたものの、その就職難は依然解消されていない。第三は、賃金の上昇テンポが急速に強まり一九五四年以降最大の

増加をみた反面、消費者物価の値上がりがいちじるしかったことなどがあげられるが、女子の賃金の面では、第二の要素ともからみあって初任給の上昇がとくに顕著で、男女の賃金格差は、総数において四三・七と前年より〇・九縮少し、従来から格差の大きかった製造業で一・二と大幅に改善された。

第1表 就業上の地位別状況 (1961年)

性別 従業上の地位別	就業者		対前年増減	
	女	男	女	男
総数	万人 1,824 (100%)	万人 2,686	万人 +21	万人 +37
農林業	701	607	-16	-24
非農林業	1,122	2,076	+36	+60
自営業	262 (14.4%)	729	-8	-14
農林業主	90	384	-6	-10
非農林業主	172	344	-2	-2
家族従業者	818 (44.8%)	283	-18	-15
農林従業者	588	188	-9	-9
非農林従業者	228	95	-10	-7
雇用者	744 (40.8%)	1,670	+47	+64
農林雇用者	22	36	-3	-5
非農林雇用者	721	1,633	+49	+68

注) 暫定試算による(総理府統計局—労働力調査)

◆婦人の就業状態

一 労働力人口

一九六一年の一五歳以上の女子人口は三、四二二万人で、うち労働力人口は一、八五四万人となり、五四・三％に当たる。

これを前年と比較すると、それぞれ四万人、一八万人と、ともに増加しているが、一九六〇年の対前年増加数は、それぞれ四九万人、三二万人で、生産年齢人口・労働力人口ともに前年より増加数

はへり、とくに生産年齢人口ののびは緩かになった。これは女子の進学率が上昇したことも一因と考えられる。

二 女子の就業者

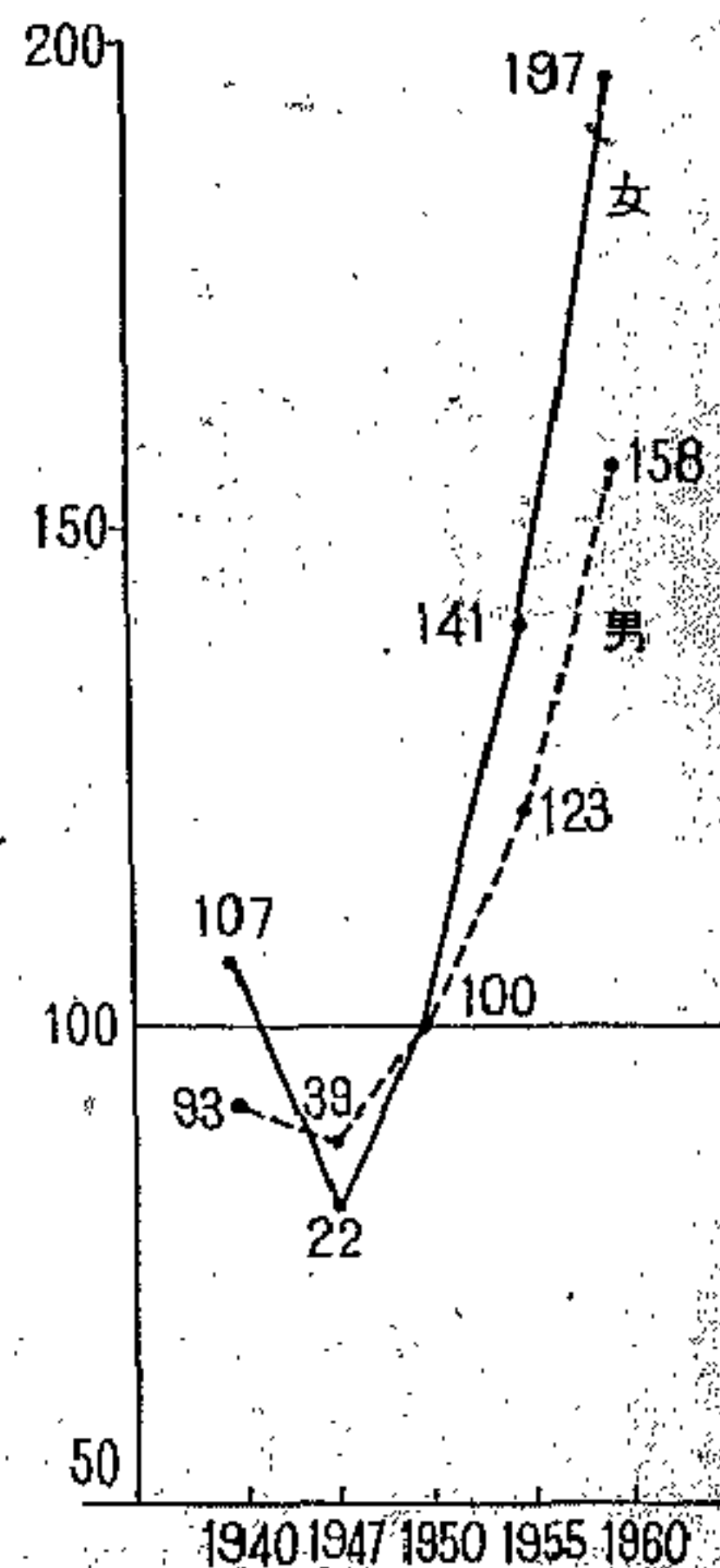
女子労働人口のうち、就業者は一、八二四万人となり、これを農・非農別にわけると、農林業は七〇一万人、非農林業は一、一二二万人で、前年にくらべ農林業は一六万人(二二％)減、非農林業は三六万人(三三％)の増加となり、前年よりさらに非農林業の比重が高まった。

次に、就業上の地位別をみると、自営業者が二六二万人(一四・四％)、家族従業者八一八万人(四四・八％)、雇用者が七四四万人(四〇・八％)で、女子就業者の約半数が家族従業者によって占められているが、年々家族従業者がへる反面雇用者がふえてきている(第一表)。

三 雇用者

女子の雇用者は、一九六一年平均七四

第1図 男女別雇用者数の推移
(1950年=100)



四万人となり、雇用者総数の中に占める割合は、三〇・八%となった。戦後の女子の雇用増加の推移を、国勢調査によってみると、一九五〇年を一〇〇とすれば、一九五五年には一四一で、一九六〇年には一九七となり、約二倍の増加となっている。一方、男子は、一九五五年一三三、一九六〇年一五八で、男子にくらべて女子の職場進出率が高いことを示している(第一図)。一九六一年の女子雇用者の増加を、産業別にみると、第一に注目は製造業で、女子雇用者増加総数四七万人のうち製造業で二三万人(四八・九%)と、前年の二八万人(五四・九%)ととも、その大幅な増加がめだつ。製造業について増加したのは卸小売・金融保険・不動産業で、その増加数は一二万人と、前年の二八万人(五四・九%)ととも、その大幅な増加がめだつ。製造業の好況につれて比較的大きい規模の事業場の雇用が拡大し、これらの事業場への女子の入職がふえ、一九五八年では、五〇〇人以上の事業場への女子の入職が一六・六%であったものが、一九六一年には二三・九%と増加する反面、三〇人未満の事業場では四六・六%から三六・七%に減少した点が注目される。

また、事業場の規模別にみた女子雇用者の分布をみると、最も多いのは五人以下(二九人の事業場で二五・九%を占め、三〇人～九九人では二〇・六%、これに一人～四人の一三・七%を加えると六〇・二%が一〇〇人以上の中小事業場に働いている。なお、一〇〇人以上の事業場では二・五%、五〇〇人以上では一七・三%となっている。しかし、最近では経済の好況につれて比較的大きい規模の事業場の雇用が拡大し、これらの事業場への女子の入職がふえ、一九五八年では、五〇〇人以上の事業場への女子の入職が一六・六%であったものが、一九六一年には二三・九%と増加する反面、三〇人未満の事業場では四六・六%から三六・七%に減少した点が注目される。

第2表 女子平均年齢、平均勤続年数の推移(製造業)10人以上 (1954~61年)

年	平均年齢		平均勤続年数	
	女	男	女	男
1954年	24.9歳	32.6歳	3.4年	6.4年
1958年	25.6歳	32.0歳	3.8年	6.7年
1959年	25.9歳	31.8歳	3.9年	6.9年
1960年	25.8歳	31.8歳	3.8年	6.9年
1961年	26.2歳	31.5歳	3.6年	6.7年

労働省—個人別賃金調査(1954年)
賃金構造基本調査(1958年)
賃金実態総合調査(1961年)

女子雇用者を常雇・臨時・日雇別にみると、常雇六二七万人(八七・一%)臨時五〇万人(六・九%)日雇四二万人(五・八%)で、構成比では大した動きはないが、前年に比し、やや常雇が減少し、臨時の占める割合が高くなっている。また、男子と比較すると、女子は常雇の占める率が低く、臨時・日雇の率が高いことが特徴である。次に、労働別に女子雇用者の割合を三〇人以上の製造業についてみると、労働者は八四・七%(男子七八・二%)職員は一五・三%(男子二一・八%)となり、労働者が圧倒的に多い。しかし最近の傾向として職員の進出がめだち、女子の全労働者・全職員中に占める割合は、労働者も年々高まっているが、とくに職員は一九五四年二〇・七%であったものが、一九六一年には二六・八%とその進出がはげましい。次に女子雇用者の特質として従来からあげられている、年齢が若く、勤続が短

四 労働市場

公共職業安定所を通じて女子常用及び臨時労働者の求職・求人・就職状況をみると、一九六一年中の新規求職申込み件数は前年より十万件の減(四・八%減)、求人数は一四万人の増(六・八%増)、就職件数は六万件の減(五・二%減)となり求職は前年同様減少し、求人増加数は前年には及ばなかったが引続き好調な増勢を示した。その結果、新規求人数に対する新規求職申込み件数の割合は九〇%と前年の一〇一・〇%よりも大幅に低下し、求職者よりも求人の方が上回っている。しかし、新規求職申込み件数に対する就職件数の割合は五四・六%とな

五 失業者

一九六一年の完全失業者は、女子二八万人で、前年より三万人減少し、男子も二二万人で、前年より四万人減少した。従つて、労働力人口に対する完全失業者の割合は、一九六一年女子一・五%、男子〇・八%で、前年より女子〇・二%、男子〇・一%の減少といずれも年々僅かずつ減少している。

◇婦人の労働条件

價金

一九六一年の賃金上昇は、ここ数年間にみられない大幅なもので、女子の一人一か月平均現金給与総額は、一三、九二三円で、前年より一三・二%の増加となり、男子では三一、八六八円で前年より一・五%増となっている。このように男女とも高い増加率を示しているが、一九

第3表 産業大分類別賃金上昇の動き
(常雇30人以上規模事業所)

区 分 産 業		現金給与総額 (1961年)		対 前 年 増 加 率					
				1961年		1960年		1959年	
		女	男	女	男	女	男	女	男
		円	円	%	%	%	%	%	%
総	数	13,932	31,868	13.2	11.5	8.6	8.3	7.6	7.0
鉱	業	12,090	29,972	5.9	9.9	4.3	7.9	4.7	2.8
建	業	11,552	26,193	12.6	20.4	8.3	9.9	8.1	7.6
設	業	12,472	31,218	14.2	11.0	11.0	8.8	8.6	8.2
製	業	14,404	30,462	11.3	7.5	7.6	9.2	5.2	7.7
卸	業・小売業	20,949	45,537	9.2	10.8	4.1	6.9	5.5	6.8
金	融・保険業	18,892	33,486	14.4	11.9	6.6	8.1	6.3	5.5
運	輸通信業	24,171	41,513	12.6	13.4	8.3	7.6	4.9	5.2
電	気・ガス・水道業								

注) 1961 年の対前年増加率にはサンプル替えによるギャップ修正済み

勞働省——毎月勤勞統計甲調査

五八年以来女子の賃金上昇率は常に僅かながら男子のそれより上回っており、とくに一九六一年はその傾向がいちじるしく、女子の賃金の上昇はここ数年来の最

に伴つて在籍労働者の賃金上昇したこ
と、春闘の影響や全織同盟のベースアッ
プなどの要素がかさなりあったためと考
えられる。

二円で一四・四％増と規模の小さいほど
増加率が高くなっている。年齢別では、
一七歳以下で平均月間定期給与額は、
七、六〇五円、三〇歳～三四歳で一、

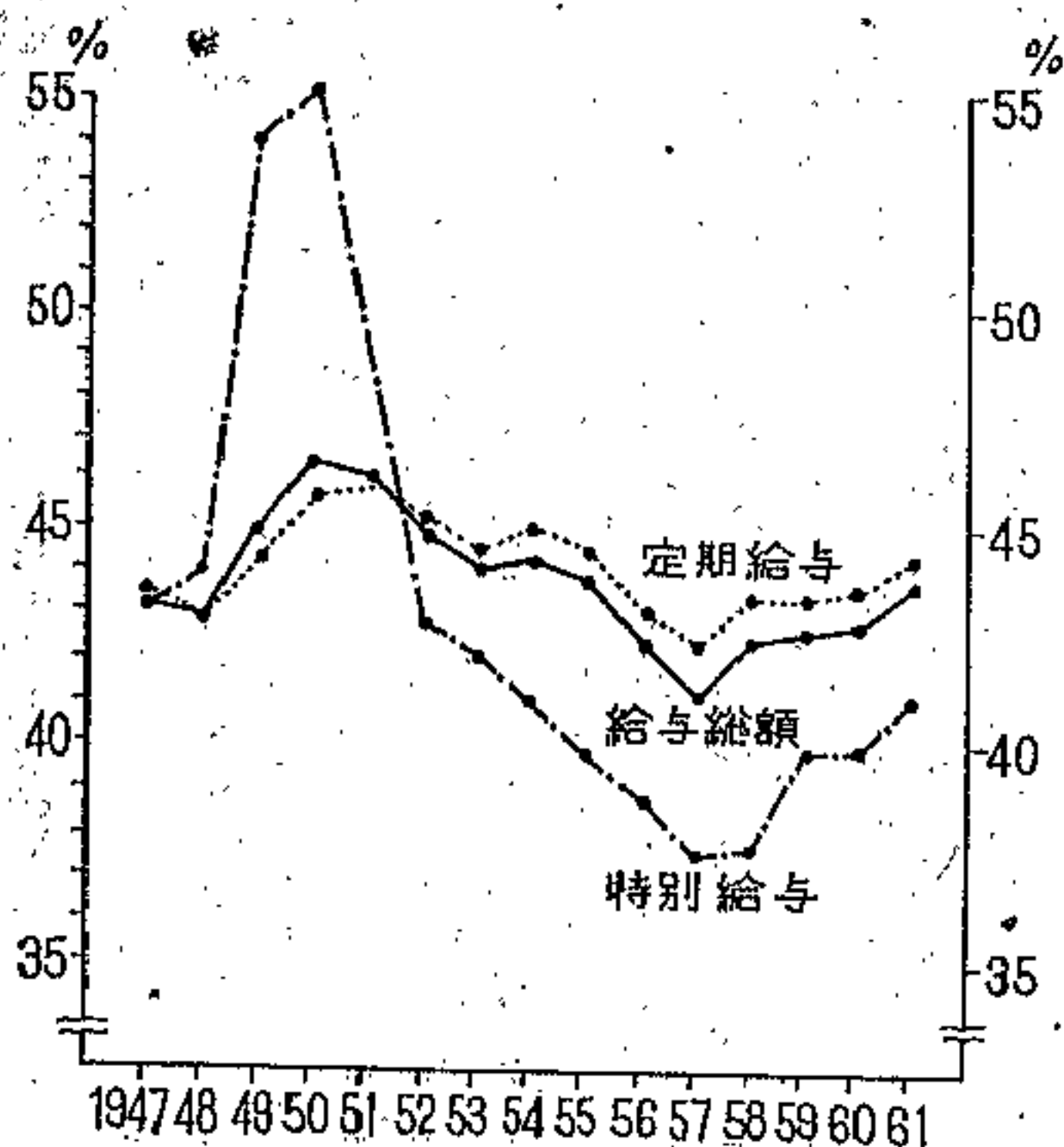
高を示している。現金給与のうち、女子の定期給与は一一、一六三円で前年の一〇、一二九円と比較すると一〇・二％ふえ特別給与は二、七六〇円で前年の二、二八五円と比較すると二〇・八％ふえ、定期給与及び特別給与の両面で上昇している。これは最近の労働力不足から新規学卒者の初任給がなканずく中小企業で大幅に引き上げられたこと、また、これ

次に、産業別に女子の賃金をみると、電気・ガス・水道業が最高で、二四、一七・一円、次いで金融保険業二〇、九四・九円、運輸通信業一八、八九・二円、卸売業・小売業一四、四〇・四円、製造業一二、四七・二円の順となり、最低は建設業の一、五五・二円となっているが、前年にくらべ運輸通信業は一四・四％、製造業一四・二％と増加が大きい（第三表）。製造も職務内容・責任・職場内の地位が高く

業のなかでは、比較的中小企業が多
いゴム・衣服・木材・家具・金属な
どの工業で伸びが大きくなってい
る。次に、規

ならないこと。また、女子は昇給しても
その上昇の幅が男子に比し小さいことな
どを物語っている。さらに、男女の賃金

第2図 男女賃金格差の推移



格差についてみると、男子の賃金を一〇〇とした場合、女子の賃金は、総数で、一九六一年四三・七で、前年は四二・八、一九五八年四二・四とここ数年僅かながらその格差が縮小してきているが、産業別ではかなりの相違がみられ、一貫して縮小傾向を辿っているのは製造業である(第二図)。しかし女子が比較的多い製造業では四〇・〇、ついで鉱業の四〇・三は格差が大きく、格差の少ないのは、電気・ガス・水道業の五八・二、運輸通信業の五六・四となっている。また、製造業のなかでは、パルプ紙三八・二、食料三八・六、繊維三九・九、衣服四〇・四などは格差が大きいが、一九五八年以降一貫して格差が縮小し、しかもその縮小の幅が大きくなっている。また、労働別では、各規模とも労働者より職員の男女格差が大きく、全体では労働者四四・五、職員三九・六となっている。年齢別

では一七歳以下で八六・〇と比較的格差は小さいが、年齢が高まるにつれて開きが大きく、四〇歳以上では、三一・五と最高になっており、男子の場合年齢が高まるにつれて賃金が上昇するのに対し、女子は年齢が高まってもさほど賃金は上昇しない。

二 労働時間及び労働日数

一九六一年の規模三〇人以上の事業場における女子の実労働時間は、一か月平均一八九・八時間、男子は二〇五・七時間となり、一九五八年以来僅かながら男女ともに長くなっていた実労働時間も前年に比し、女子は二・三%、男子は一・

として、労務管理改善の一環として、労働時間短縮が行なわれたこと、合理化によって生産能力の増加に伴う労働時間短少その他一部産業における操短などが影響したものと考えられる。産業別に女子の労働時間をみると、卸売業、小売業の一九六・三時間、製造業の一九一・四時間、金融保険業一七四・一時間、電気・ガス・水道業一七五・三時間は比較的短かい。製造業の中では、皮革・同製品製造業一九八・七時間、繊維工業一九五・九時間、衣服その他の繊維製品製造業の一九五・八時間などが長い。

次に、出勤日数をみると、女子二三・七日、男子二四・一日となり、前年までと大差はないが、規模別では、五〇〇人以上の大企業では二三・四日であるのに対し、一人〜四人の零細企業では二六・六日と格差が開いている。

◆今後の婦人労働

以上見てきたように一九六一年の婦人労働は、全般的にみて、前年よりさらに改善されたが、すでに景気調整の過程にあり、今後婦人労働の分野にも次第にその余波があらわれるものと考えられる。今後の問題として、若年女子の求職者の減少、技術革新や機械化の進展によって、雇用の形態や労働態様が変化し、生産分野のみならず事務分野にも単純作業がふえ、さらにはサービス部門も拡大して女子の需要がいよいよ高まるであろう。このような新しい時の流れに対応して婦人の労働力を有効に活用するとともに、比較的年齢の高い婦人や家庭婦人の雇用問題も注目されてくるので、今後はこのような婦人労働への配慮が必要となるものと思われる。

婦人界のうごき

(九月一日〜一〇月一〇日)

(九月つぎ)

一三日 消費者団体連絡会は主婦会館会議室で、理容・美容・クリーニングの料金がなぜ高いかというテーマの座談会を開催、関係官庁からは五十嵐厚生省環境衛生局長、牧公取委審査部長、朝日東京都環境衛生課長らが出席した。席上、理容・美容・クリーニング

料金はいずれも高いが、これ以上料金が上がらないよう、地域の協定値段をきめないよう官庁としても強力に指導してほしいと要望された。

一五〜二五日 労働省婦人少年局主催の働く婦人の福祉運動が実施された。今回のスローガンは「職場の教育および訓練について考えよう」婦人の能力をいかすために「というもので、働く婦人の能力を教育・訓練によって開発し、職場によりよくいかし、その地位

を高めていくことをねらいとしている。この運動旬間中、各地で討論会、座談会、研究会等が開催されたが、東京では九月二九日、東京婦人少年室の主催による研究討論会が労働省会議室で開かれた。

一五日 国連NGO国内婦人委員会は九月一八日から開催される第一七回国連総会に日本政府代表代理として出席の久保田キヌ氏の歓送会を国際文化会館で催し、NGO加盟の八婦人団体から

約三〇名が出席した。なお久保田氏の担当する第三委員会は人権と自由を扱う。

一七、一九、二一日 主婦連合会主催の第一四回夏の主婦大学が一七、一九、二一日の三日間にわたり主婦会館ホールで開かれた。講義の題目と講師は次のとおりであった。一七日、経済事情 福良俊之、話し方教室 江木竹彦、一八日、政治の内幕 藤原弘達、政米の消費者運動 西清子、二二日、商品管

理について 唐津一

一八日 三十七年度国家公務員上級試験合格者が人事院より発表されたが、合格者は一、五三三名(甲種一、二二八名、乙種三一五名)、うち女子は一〇七名(甲種八七名、乙種二〇名)である。なお

昨年(一九六四年)の女子合格者は一一五名(甲種七四名、乙種四一名)であった。

二一・二三日 第二回全労働婦人問題研修会が江の島で開かれ、職場の婦人活動家六十数名が参加した。講義科目と講師は次のとおりである。組合活動と婦人の立場 和田春生、婦人の福祉と賃金―とくに賃金格差―大羽綾子、組織と若い世代 亀山敬瑞、日本女性の歩み―とくに各時代における女性の移りかわりと現代女性について―平林たい子、女性保護と社会保障 高橋武

二三日 日本女性同盟主催のモスクワ平和大会報告会が参議院会館で開かれ、七月九日から一四日までモスクワで開かれ、全般的軍縮と平和のための世界大会に日本女性同盟から出席した藤間身加栄(理事長)、平野嘉智子、久保はるの諸氏の報告・懇談などがおこなわれた。約五〇名参加

二四日 厚生省、都道府県、日本医師会、結核予防会の主催により結核予防週間が二四日から一週間にわたって実施された。今回は「主婦の力で結核をなくしましょう」と呼びかけ、重点目標として①家族の健康のしない手である主

婦の自主的活動をもちあげ、②健康診断の励行、③結核回復者の社会復帰を助けるがとりあげられ、各地で婦人集会等の催しがおこなわれた。

二六日 主婦連合会の三巻秋子(副会長)氏ら八名の代表が農林省三番町分室に重政農林大臣をたずね、米の値上反対を要望、意見書を手渡した。

二七、二八日 全国地域婦人団体連絡協議会と広島県地域婦人団体連絡協議会の共催による平和バザーが広島市中国新聞社ホールで開催され、全国各地の婦人会員の出品による手芸品、工芸品、郷土民芸品などが即売された。これは被爆者救済運動としておこなわれたもので、収益は原爆被害者、原爆孤老の救援金とするほか一部は基金として積み立て、全地婦連の意志による平和運動に利用する。

二八、二九日 憲法調査会の中央公聴会が東京永田町の産業保健会館で開かれ、婦人では植村環、西清子の両氏が公述人として意見を述べた。

二九日 法務省は三十七年度の司法試験最終合格者を発表した。本年の合格者は四五九名で、うち女子は二六名であった。合格者総数、女子合格者数共に戦後最高である。

(一〇月)
一日 去る四月二八日公布された「国民年金法の一部を改正する法律」により一〇月一日から公的年金の受給権利者

も福祉年金の併給を受けられることになった。すなわち①従来、老齢福祉年金・障害福祉年金・母子福祉年金・準母子福祉年金の支給が停止されていた公的年金受給権者のうち、現在、公的年金の額が二万四千円未満の場合は二万四千円と公的年金との差額について老齢・障害・母子・準母子の各福祉年金の現行支給額の限度内でその全部又は一部を支給する、②「戦争公務」によって死亡したり廃疾となったため公的年金が支給されている場合は七万円とその公的年金との差額に同じ同様の方法で支給する、というものである。

一、二日 文部省の婦人教育国外研究活動費補助による第三回婦人教育研究海外派遣の代表は一〇月一、二日に出発する。代表者は次のとおり。○ヨーロッパ班A(オランダ、フランス、イギリス、スイス、イタリア)四名||毛利昭子(北海道婦人団体連絡協議会長)、渡ユリ(福井県連合婦人会長、全地婦連常任理事)、高野イシ(長野県連合婦人会長、全地婦連常任理事)、割石ツルノ(徳島県教育委員)、○ヨーロッパ班B(スウェーデン、フランス、ドイツ、スイス、イタリア)四名||渡善(全国友の会中央委員)、土井芳子(神戸婦人団体連絡協議会長)、林弥生(岐阜県地域婦人団体連絡協議会長、全地婦連理事)、田中せき(山形県婦人連盟会長、

全地婦連常任理事)、○アメリカ・カナダ班(アメリカ合衆国、カナダ)七名||辻きよ(大学婦人協会役員、日本女子大学教授)、野中ヨネ(佐賀県婦人連絡会長、全地婦連理事)、高橋ハナ(新潟県教育委員会社会教育主事)、高山政子(東京都教育委員会社会教育指導員)、宇野万寿子(全国PTA成人教育委員長)、大友よふ(埼玉県地域婦人会連合会長、全地婦連理事)、岡田禎子(愛媛県教育委員)。

三日 東京都議会衛生清掃委員会は予防接種法で義務づけられた予防接種を一切無料とする追加予算案約一億二百万円を承認した。都道府県で無料予防接種を実現したのは東京がはじめてである。これにより無料化されるワクチンは天然痘、ジフテリア、百日せき、腸パラチフス・小児マヒ(ソークワクチン)の五種で、一〇月以後の後半期分から適用される。

三日 一〇月一日から貿易自由化が実施されたが、主婦連合会は三日、外国商品品を品定めする会を東京、四谷の主婦会館で開いた。この催しは物価・家計・商品研究の三部が中心に開いたもので、インスタントコーヒー・紅茶・マヨネーズ等主として輸入食料品と国産品とを比較、品評した。約二〇名参加。

働く婦人の教育訓練についての 研究討論会

第十回働く婦人の福祉運動地方報告から

婦人少年局では、去る九月十五日から二十四日までを第十回働く婦人の福祉運動(本紙八号に要綱を掲載)として全国的なキャンペーンを行ないました。今年は「職場の教育訓練について考えよう——婦人の能力をいかすために——」をテーマに各婦人少年室で研究討論会を開催し、労使、一般の方々の参加を得ました。

見出し、全体で討議を進めるようにしました。各会場とも五十名前後の聴衆が参加しています。

一、均等待遇の面からみた問題点

現状では一般に教育・訓練を受ける機会、その内容ともに男女性別による差別があるようです。その理由について使用者側では、女子の勤続年数が短いこと、職業意識、研究心の欠如等を主な理由として、企業の期待度からみて差別があるのは当然であるという意見が多く、一方労働者側では、企業は最初から女子を短期雇用を目的とした労働力として扱い、個人の能力をのばすという教育方針がない、従って教育訓練についても入社時から男子と差別し、とくに再訓練、追加訓練、監督者訓練等にその差が激しく、受講の機会も与えられず、内容も軽視されている等をあげています。しかし最近の技術革新に伴う、新しい職業分野の拡大や、労働力不足等の影響から、一部の企業では女子に対する期待が従来より高まり、男子と同様に技術訓練を行ない企業成績をあげているという例もいくつかみられました。

見出し、全体で討議を進めるようにしました。各会場とも五十名前後の聴衆が参加しています。

「主な意見」

使用者

○企業としては性別によらず、個人の能力を高めることによって企業の発展をめざすという考え方を貫いているが、現実には女性の技術者が少なく、まだ教育の効果が上がっていない。

○能力に男女差はない。職種によっては女子の方が有能な場合もある(セールス・事務・技術)。企業の方針として教育に男女差をつけないことを原則としているが、男子と比較すると欠勤日が多く、研究心が劣ることは事実である。

○女子の勤続年数は短く、しかも単純な復作業が主であるので技術教育の必要はない。男子は将来監督的立場にたつてもらうので教育内容も異ってくる。

しかし女子も仕事に単調なままでは勤労意欲が低下するので教養講座や、けいこ事を主とする学園をつくり、就業後希望者が利用しているが、職場が明るくなり、労働意欲も向上した。

○訓練しても結婚するとやめてしまうので企業としては採算がとれない。女性自身が職業人たるよりもよい家庭人となることを目的としているので企業もそのつもりで教育する。従って男子と教育内容がちがうのはやむをえない。

○女子は結婚して家庭に入る方がよい。従って短い期間をフルに能力を発揮できる訓練をするのが企業の方針で、終

身雇用を前提とする男子とはちがう。

労働者

○男子の教育訓練については昇進制度にともなう体系ができてきているが、女子については場当りの教育が多く、配置後の訓練がおろそかにされている。

○企業側は均等待遇を要求すると、形式的には機会を与えるが、実際に受講希望を出すと急に仕事を云いつけたり、いやみを云ったりして意欲をなくさせるようなことが多い。

○女子の受ける教育には体系がたてられていないのではないかと。訓練テキストが自分の職場の実情にあわない。

○新規採用者・役付者には男女とも強制的に教育を行なうが、随時行なわれる追加訓練は任用制度に男女差があるために女子が積極的に参加することを企業側が好まない。一方女子も接遇訓練は受けても他の訓練に対する意欲が低いことは改めなければならないと思う。

○全寮制、結婚退社制は女性の職業を腰かけにする原因であり、また職業訓練をも軽視する原因になっている。

題点

二、婦人労働者の職業意識からみた問題点
使用者側から出された主な意見は、婦人労働者は一般に職業意識が低く、仕事に対する研究心も男子と比較して相当へだたりがあるので教育する甲斐がないというものが多く、これに対して労働者側

は、企業が最初から女子を短期勤務の労働力として扱うので就職当時の労働意欲が次第にそれが職業人としての能力をのばそうとする芽がつみとられていく。最近では腰かけの勤務をしようという婦人は少なくなっている。労働条件を男女差別なく改めていくなかでこそ意欲も高められるという点を強調しています。

二 主な意見二

使用者

○男子と比較して研究心がなく、意欲に乏しい。とくに女子は監督者等指導的な立場にたつことを嫌う傾向がある。これも職業意識の低さだと思ふ。

○教育をしてその結果、女子のうち優秀な者を何人かえらんで役付にすると他の者が感情的に反撥して職場の雰囲気が悪くなる。このことから女子の職業意識、組織の一人であるという認識が低いことがわかる。

○女子は権利ばかり主張して欠勤が多く、また仕事上の態度も男子より悪い。長く勤務するという考え方をもちていないので教育も計画的に行なえない。

労働者

○女子は意識が低いというが、入社後すぐに会社幹部が公然と「早く結婚してやめてもらいたい」という言を用いた。これでは職業意識や能力向上の意欲などもてないのが当然だ。

○均等の機会が与えられることによって意欲もわくし、研究心も高められる。

○任用制度に男女差別がありそれが賃金にも影響してくるので長く勤めていられないほど不満も多くなり情性で仕事をしようになる。教育・訓練のみを平等にしても意味がないと思ふ。

○雇用契約で結婚退職が定められているし役付職員は全部男子である。このような条件の中では教育訓練だけ平等の機会を与えられても意欲がわかない。

○今年の四月から女子も職長という監督的立場にえらばれたが非常に張合いがあり職場全体がいきいきとしてきた。

三、婦人の社会的役割との関連について

婦人が職業につく場合、家庭の主婦として家事・育児にそそぐ社会的役割を考えると、家庭と職業の問題を教育という観点からどう考えるかが大きな問題となっています。最近では雇用労働者の1/4が女子で占められ各産業の分野で果たす役割も大きくなり、技術の向上、職域の拡大とも進みつつありますが、企業では婦人の労働力を短期雇用を前提としているものが多く、職種も限定されがちであり従って教育・訓練も男子ほど計画的に行なっていない例が多いようです。母性を保護するのは当然だが、それ故に待遇の面で男子と差別せざるを得ないという考え方もあるようです。労働者側は教育の機会だけを均等にしても現状では家庭の責任(特に育児など)から応じられない面も出てくる、一企業だけの問題でなく社

会的な保障を考えないと解決にならないのではないかと云っています。

二 主な意見二

使用者

○母性保護ということでは女性には生理休暇、産前産後の休暇を与え、それが有給にしている。その賃金が労務費から支払われているのは経営上男子と不平等になる、故に男女の教育・訓練の機会や賃金も差別されるのは当然である。

○母性保護は当然行なわれるべきものであるが、将来は国で賃金に見合うものを負担するような社会保障的なものにしてゆくべきである。

○家事、育児等は男女共同の責任であるが、現状では女性の負担が多く、既婚者の欠勤が多くなっている。しかしこれを理由に教育・訓練を差別するという考えはない。教育は個人の能力に応じて行なうべきものであると思ふ。

労働者

○最近では「結婚するまで勤める」ということをはじめから目標にしている人は少なくなっている。しかし実際に職場に入ってみると昇進や賃金の面で男女の差別が明確であり、従って入社時の教育訓練から女性が軽視されている。このような中では長く勤めて能力を高めていこうという意欲がそがれ、結婚でもしたらやめようということになってしまふ。

○共稼ぎの人が多いが仕事に意欲がみら

れない。欠勤が多ければ未婚者にも迷惑がかかるので単に経済的な理由だけで勤めるなら賛成しがたい。教育訓練の機会も自らすすんでつくるような努力をするべきだと思ふ。

○母性として特殊性をぬきにして教育技術のみを重視しても、働く婦人の能力を高めるための具体策とは云えないのではない。既婚女子の多い職場では単に教育・訓練の機会さえ均等に与えれば解決するという問題ではない。特に育児等の面で社会的な保障ができていない現在、均等の機会を利用することすらむずかしいのではない。

○女性自身がひとつの技術を身につけるための教育を受けようとする意欲にかけている。このことは新しい職種への配置換えをよるこばないということにもあらわれている。現在のように一度家庭に入ると再就職のむずかしいときには積極的に技術を身につけておく必要がある。

○女性は家庭に入るべきであるから、男性と教育内容がちがうのは当然であるというのは納得できない。能力をのばすという考え方にたつて教育・訓練とし、昇進や賃金も男女差別しないでもらいたい。会社への帰属意識を高めることを目的にして職業教育と全く関係のないおけいこ事の講座など設けても意味がないと思ふ。

洋裁技術者の労働実態

—調査について—

長崎婦人少年室

人労働者の労働条件・労働環境は年々多少の改善のあととみられるが、他の職種にくらべると、まだ問題視される面が多い。賃金不払や労働条件の劣悪さについて、当室あてに直接間接に持ち込まれる相談も相当数にのぼっている。

長崎市内に、連合洋裁労組が結成され、縫子が労働組合に加入することについて、労使の間に紛争をおこすケースを受理することもあった。またしばしば、洋裁労組幹部・中小労連事務局長等が来室し、婦人洋裁技術者の労働条件・労働環境・人間関係などの改善向上について、対業者への行政指導を要請されている。

長崎婦人少年室では本年七月に長崎市内の婦人洋裁技術者の労働実態調査を実施したので、参考までに、調査結果を記載する。

先ず、調査を行なうに至った動機であるが、洋裁に従事する婦人

以上のような情勢から当室としては先ずその労働実態について現状を把握することが先決であると考え、調査にふみきったものである。調査は対象事業主の協力を得て直接仕事場に室職員が出向き、室作成の調査票を配布して、全員に無記名で記入してもらった。婦人を雇用している事業所数は長崎市内に三〇近く推定されるが、今回はその中から、五名以上当該労働者が居ると思われる店のみを抽出した。内訳は百貨店の洋裁部門二、服地販売を主とした洋裁部門一三、洋裁専業二、計一七か所で、対象となった婦人洋裁技術者は二〇六名、うちデザイナーは九名で、あとはいわゆる縫子さんである。なお、右のうち洋裁労組に加入している事業所は三で加入縫子は約四〇名である。

第1表 洋裁部門規模別対象事業場数

従業員数	1~9	10~19	20~29	30~40
店数	4	9	2	2

第2表 年齢

年齢区分	15~17歳	18~25	26~30	31~40	41~50
人数	3	153	27	19	4

注) 平均年齢 23.9 歳

住込通勤別 八九%が通勤で住込は僅か二一名となつて

年齢 七〇%を占めて集中しているのは一八歳~二五歳である。二一歳の二六名を筆頭に、二三歳の二三名が

第6表 洋裁をはじめてからの年数

年数	人数
1年未満	20
2年以上5年未満	116
5 " 10 "	46
10 " 15 "	7
18年以上	1
解答なし	16

注) 平均年数 4年 3か月

第4表 未既婚別

未既婚別	人数	百分率
未婚	165	80.0
有夫	12	5.8
夫と死別	5	2.4
夫と離別	4	1.9
解答なし		9.6

第5表 現在の職場における勤続年数

年数	人数
1年未満	51
1年以上3年未満	69
3 " 5 "	37
5 " 7 "	22
7 " 8 "	5
10 " 14 "	4
解答なし	18

注) 平均年数 2年9か月

第3表 学歴

(イ)

種類別	人数	百分率
新制中学校	114	55.3
新制高等学校	50	24.3
旧高等女学校	15	7.3
高等小学校	5	
旧専門学校	1	
短期大学	2	
旧青年学校	1	
解答なし	18	8.7

(ロ) (イ)の学校を出て更に洋裁学校で洋裁を履修したもの

種類別	人員
職業訓練所 1年	7
洋裁学校 1年	15
同上 2年	39
同上 3年	43
同上 4年	2
計	106

人で家計の責任者である。勤続年数は五八%が三年未満で、一〇年以

これに次ぎ最高年齢の四六歳が二名あった。

学歴

第3表(イ)の各学校を卒業後さらに洋裁学校等で洋裁を履修したものが半数をしめている。

未既婚別

未婚者が圧倒的で八〇%を占めているのは、年齢が二五歳未満七〇%であることでも容易に窺われる。

子供の数

既婚者二名の半数が有子者であつて、うち半数の五名が未

以上職場を変つた者が半数近くを占めている。

労働時間(拘束時間)

「普通きまつた労働時間はありますか」と、始業・終業時間をきいたところ、あとと全員回答した店が六、その中で最も長いところは拘束一時間三〇分になっている。残る一店では、労働時間について、何人かが「ない」「知らない」「きまつていない」等とまちまちであったが、時間数は記入しているので、第7表に示しておいた。

時間をはっきり決めているところも、決めていないところも表でみると六店が八時間を上回っていると考えられる。最も忙しい月の一二月の平均拘束時間は一〇時間五二分であるので、平常一時間

第7表 労働時間

労働時間	店数
9:00~6:00	8
9:00~5:30	2
9:00~5:00	1
8:30~5:45	1
8:30~6:30	1
8:30~8:00	1
9:00~8:00	1
9:30~9:00	1
8:30~8:30	1

注) 平均拘束時間
9時間31分

を越える四店では最繁忙期の長時間労働の程がうかがわれ、憂慮される。

最も忙しい月は、一月と答えた人員が八五五を占め、つぎが七月、一月で、各々一二名、二月は〇となっている。

一、二、三月の三か月は閑散期となっている。最繁忙期に終業時刻が七時をこえる者が解答者の八〇名にも当たり、徹夜も行なう者三名があった。

休憩

きまっているのは一四店で、殆どが休けい時間を設けている。休憩時間をどこですすかは、殆どが仕事場となっており、ぬのぼりが立つ作業場で一日中働いている人達のために、清潔な食事の場所や、休憩中自由に戸外に出て、大気を吸いながらすごさせる配慮はなされていない。

休日

全店決まっております、最低月二日の七店、最高は週休制四店、あと六店は、月二日は店ぐるみの休日、あと一日か二日を本人の希望するとき自由にとれる。

「休日は完全に休めるか」の質問では、休日に出て働くことはないかの意味であったが、休めない者が一八名あって、理由については、店に出て働くためか、家

で店の洋裁をするのか、家事手伝でそうだったのか明らかでない。

その内訳は、「休日は完全に休める」一三八、「休めない」三七、「その他」一一、「解答なし」二〇、また休日には主にどんなことをして過ごすかについて多い順にあげると、「家事手伝」五五、「洋裁」二九、「自分のことなど」二八、「せんとく」一六、「映画・外出」一四、「休養」四、「読書」三、「解答なし」七七である。

賃金

支払日は全店きまっている。第8表に示したとおり、歩合給が七〇名を占める一二店、固定給三店、最低保障給を決め歩合給のいずれか多くなつた方を支給する二店となっている。本人達が受取る歩合は三〇〜六〇名の率であり、最低保障額のある店では、保障額八、五〇〇円、及び八、七五〇円を支給する

第8表 賃金
(イ) 洋裁師の賃金

賃金の形態	洋裁師の受取る歩合の割合	店数
歩合	30%	1
歩合	36	1
歩合	40	6
歩合	50	3
固定給		3
最低保障給と歩合給のいずれか高い方	35~40 最低保障額 8,500円 8,750円	1
同上	40~60 最低保障額 6,000円	1
歩合	率はきまっていない	1

(ロ) デザイナーの賃金

賃金の形態	デザイナーの受取る割合	店数
固定給		15
固定給+歩合給	5%	1
歩合給	25	1

(ハ) 先月(8月)の収入額
(法定控除のあとの受取額)

金額	人数
1,000未満	3
1,000以上 2,000未満	3
2,000 " 3,000 "	1
3,000 " 4,000 "	6
4,000 " 5,000 "	3
5,000 " 6,000 "	19
6,000 " 7,000 "	21
7,000 " 8,000 "	26
8,000 " 9,000 "	20
9,000 " 10,000 "	20
10,000 " 11,000 "	12
11,000 " 12,000 "	6
12,000 " 13,000 "	5
13,000 " 14,000 "	2
14,000 " 15,000 "	0
15,000	1
解答なし	58

注) 6月の平均収入額7446円

店一、六、〇〇〇円一となっている。歩合給または固定給の外に一年以上の勤務者に対し一、〇〇〇円、二年以上二、〇〇〇円を限度として奨励金が加算される店が二店あった。

第8表のイにおける一五、〇〇〇円はデザイナーであって、縫子の場合一一、〇〇〇〜一四、〇〇〇円は有子者が多く占めており、普通の月に家計の責任者が最大限に働いても一五、〇〇〇円に満たないことが考えられる。

住込者の賃金では、食事を支給されて手取り二、〇〇〇円一名、三、〇〇〇円四名、四、〇〇〇円二名、四、五〇〇円二名となっている。

母性保護

作業は一二店が腰掛、五店が坐って行なっている。生理休暇及び産前産後休暇のある店は二店で有給であるが、他は規定もなく、また、とった者もない。

就学前の子供の有る者は有夫者のみ三名であったが、雇主に對するもの

希望・意見

最後に雇主、職場で希望、意見。先輩同僚、官庁・社会に対する希望、意見と、今最もものぞんでいることは何かについて記入してもらった。設問では、細かい項目は記入していなかったが、それぞれ出されたものを項目別に整理してみると、主なものは次の通りである。

娯楽・運動用品

職場にラジオのあるもの一四店で、作業中聴くことができるようになっていた。バドミントン、二、バレーボール、ピンポンの用具が各一店にあって、休憩時間中作業場を離れて運動できることは好ましい。

各種保険の加入状況を見ると、「健康保険」九店、「厚生年金」六店、「失業保険」九店、「労災保険」〇となっており、このうち全く保険のない店が六あり、一種類のみの店二、二種類ある店二、三種類ある店六となっている。

賃金に関する事

五四名

福利厚生に関する事

三六

労働時間に関する事

一八

人間関係

一八

作業場の環境

一三

休日に関する事

一三

休憩に関する事

一〇

賃金では歩合給の引上げ、月給制度の採用、あるいは生活の安定のために最低保障給の設定を望む者が圧倒的である。福利厚生の中では健康・失業保険の加入をのぞむ者が多く、労働時間では一日八時間から九時間の労働になるよう短縮と、また住込者の労働時間を厳守してほしい希望が最も強い。

休日については、週休制の採用を、ひる休みには時間を明確に定めて、その間外出できることをのぞむ者が多い。

仕事場については採光・面積・冷暖房に関する要望が多かったが、調査に向いた職員達は酷暑の時期、窓の少ない狭い作業場であえぎあえぎ縫っている状況に考えさせられた。同じ事業場内の服地売場では殆ど冷房設備がなされているのに、それが客を対象のものであるとはいえず格差がありすぎるようだ。健康の面だけでなく、能率が阻害されることから業者の再検討を促したい。

職場での先輩・同僚に対しては先輩は親切であってほしいという希望が一番多い。店によっては仕事の配分について、デザイナーが自分の仲の良い者に多く縫

わせ、気の合わない者には仕事を回さないところもあるようで、そのことにふれた者も若干見受けられた。

官庁・社会に対するものとしては、一四名が希望をのべているが、賃金が少なく各種保険もなく生活の保障がない洋服裁縫師の仕事で、社会の人が認識してほしいと訴えた者が半数を占めており、健全な娯楽場所の設置、各種保険への加入促進、物価値上げ反対、青少年不良化防止等に積極性を要望している。

今ももっとも皆がのぞんでいることについては、前記雇主・先輩同僚・官庁等へのぞむ声と重複する面が多分にあったが生活に直接結びつくものが多かった。多

いものを列記すると次の通りである。

- ・賃金制度を改善して生活出来る収入にしてほしい。
- ・労働時間の短縮、厳守。
- ・仕事場の設備改善をのぞむ。
- ・余暇がほしい。
- ・週休制をのぞむ。
- ・職場に責任者を置いてほしい。
- ・各種保険への加入をのぞむ。

以上調査結果の概要であるが、当室ではこれを資料に労働基準監督署と共催して対象業者を集め、啓蒙並びに行政指導を行なった。労働基準法・労務管理等に対する知識・関心度の比較的上い層であっただけに今後の改善に漸次の効果が期待される。

(長崎婦人少年室長安部晴恵)

のえ 者 読

働く婦人や主婦に
集まりの場を

聞きくの

(島根県平田市・商店主婦)

私は小さな米穀料店の主婦(四三歳)ですが、主人は少し離れたところにある工場で働いており、二二歳の長男は飼料の配達を受けもっています。私は店でお客の相手をしたり、子供の世話や家事で起きてから寝るまで忙しく、新聞を見る時間も惜しいほどです。家のために全く自分を忘れたような生活をしてきた私ですが、子供が大きくなるにつれて、母親の教育の大事なことが身にしみて感じられるようになりました。

私の町内では、今、お寺のくりを借りて毎月集まりをしています。気がねで思うように話しあいができません。町内ごとに気楽に集まれる集会所があったら、いろいろな話し合いや勉強ができるし、また娯楽の場として活用することもできます。そのすれば、池田首相の言われる人間造りもできるでしょうし、小さい子供に、口からアメを突き出すほどあ

たえるような育て方や、公共の場を大切にしない日本人の欠点なども少しずつでもなおしていけることと思います。

政府では、婦人会や青年会の指導者の養成には力を入れているようですが、皆が集まる場所の建設にはあまり力を入れていないのではないのでしょうか。いくら

話しあいがしたくても、集会所がなく皆の家を回り番では勉強中の子供のじやまにもなり、家族に気がねしたりで思うように話もできず、長続きもしません。

次にはいいものはテープレコーダーです。私たちは、婦人会があっても、家庭の都合で出られないことも多いので、そういうときには、「あの人の話が聞きたい」と思うと仕事も身につかないほどです。もしテープレコーダーがあれば、講師のお話を録音しておいて、あとから都合のよいときにそれをきいて、町内でそれについて話しあうこともできます。この二つがあれば、町内々々がまとまり、市全体がよくなり、ひいては国のために大いに成果を上げることができると思います。

家庭で働く主婦や、職場で働く婦人に楽しい勉強のできる集会所とテープレコーダーをぜひととのえていただきたいのです。日本のおとなたちが、一回の宴会を止めて、その費用を回していただきたら、そのくらいのこととはわけのないことではないでしょうか。

※ 9ページつづき

すが、このような考え方に立ちますと、転勤命令権の行使は、実は、会社の絶対的権能ではなくして、従業員の個人的事情によって或る程度の制約を受けるものであることがわかります。

共稼ぎへの転勤命令は違法か

転勤命令権行使の適法性について

最近婦人の職場進出はいちじるしく、これに伴って職場における共稼ぎの夫婦の数もふえてきました。婦人少年局調査の昭和三十六年「女子保護の概況」結果によりますと、女子労働者の中に占める有夫者の割合は、二一・七％で、前年の一九六〇とくらべますと二・一％多くなり

また、国勢調査結果からみしても、昭和三〇年と昭和三五年とを比較しますと、この五年間に、女子雇用者は四〇％増加したのに対して、有配偶女子雇用者は昭和三〇年一〇六万人であったものが、三五年では一八〇万人と、六二％増加となつていますが、女子全雇用者に対する割合は、前者が二一％、後者が二五％となつて四％ふえました。このようにここ数年間共稼ぎ婦人が年々ふえてきています。

この故に会社が転勤命令を発したことが不当労働行為にあたるかどうかをめぐっての判例はこれまで数多く見られましたが、共稼ぎ夫婦の転勤命令をめぐっての争は、去る八月一〇日大阪地裁が判決を下した今回の事件が初めてのことで各方面からこの判決をめぐって注目を浴びています。そこで、今回は、会社が有する転勤命令権というものが、どのような内容をもつものであるか、また、その行使は、従業員の個人的事情によって制約を受けるものかどうか、すなわち、転勤命令権行使の適法性について考えてみることにしました。

転勤命令権の法的根拠は何かといいますが、これは、雇入れの際に締結される雇用契約に基づく労働関係上の権利義務の一つである人事権の一種にはかなりまねていいます。この人事権というのは、会社が、経営上の観点から、その使用する従業員に対して、採用・昇降職・異動・解雇等、人事に関する一切の職務を行なう権能であつて、経営権の一部であると考えられています。この人事権は、原則として、自由裁量的に行使される性質をもっています。ところで、会社が、このように強力な人事権を有しているのは、どういう理由によるのでしょうか。いうまでもなく、会社は営利を目的としている以上、その企業活動を通じて利潤をできる限り多く得るためには、その保有する、人的物的資材を常に適正に配置し、積極的に

活用することによって、最高の能率を発揮させる必要があります。したがって、人的資材、つまり、従業員の場合、各人をその有する能力に応じて最も適した職場に配置し、もって最高の能率を発揮せしめる必要から、自由に、定期的又は臨時的に異動を行なう、つまり、最高能率人事管理的見地に立つて転勤命令が発せられるわけです。

このように、転勤命令権は、会社経営の面から、自由裁量行為として行使されるのですが、転勤の結果、多かれ少なかれ本人の職生活において不利益ないし不便が生ずるのであるから、転勤命令権を全く無制限な絶対的な権能として認めるわけにはいかないと考えられます。ここで前掲八月一〇日の大阪地裁で判決を下された事件の概要をみましょう。

さる三四年二月本社が大阪にあるK紡績に夫婦ともかせぎで勤務していたA氏とその妻B子さんのうち、夫A氏に対し、会社は、二月二一日付けで名古屋支店に転勤命令を発しました。そこで、A氏は「夫婦の別居はできない。」旨を会社に申し入れたのですが、会社はこの申し入れを拒否し、やむなく単身で名古屋に赴任してアパート住まいの別居生活が始まったのです。しかし、この夫妻はこの事態を承認したわけではなく、あくまでこの転勤は不法であり無効だとして大阪地裁に本社従業員たる地位を仮に定める仮処分申請をしたのがこの事件の契機です。

今回は「仮処分申請取下げ」の判決だったわけですから、この場合はこの転勤命令は違法でないという結果になったわけですが、今後この種事件に対する一つの考え方が示されたものとして、注目されます。この判決の要点を摘記すると次のとおりです。

一、普通、労働協約ないし就業規則に、転勤については、本人の事情を考慮するという規定が設けられているが、これは企業が経営上の必要があれば、いつでも、従業員に転勤を命ずることができ、旨企業の人事権を明らかにすると同時に転勤を発令するにあたっては本人の個人的事情を無視することなく十分考慮するという極く当然の事柄を表わしたものに過ぎないこと。

一、転勤にあたって、本人の個人的事情をどの程度考慮すべきかは、結局、企業の経営上の必要の度合との相関関係において、それが人事権の乱用にならないかどうか、社会通念に従って判断することとを要すること。

一、夫婦は互いに同居の権利義務がある（民法第七五二条）ことはいうまでもないが、共かせぎの夫婦の一方の転勤など相当の理由により一時同居できなくなった場合にまで同居請求権の行使を許容し、同居義務の履行を要求しているものとは解せられないこと。

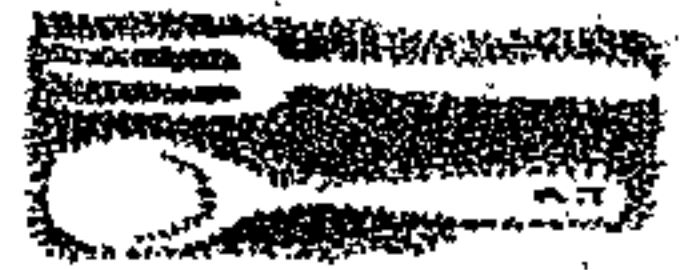
以上が、同判決文の主な要点であります。

（以下ページ下段参照につづく）

すが、共稼ぎにとって最も問題になることのひとつは、共稼ぎ夫婦のどちらか一方が遠隔地に転勤を命ぜられ夫婦がはなればなれになるような結果となったり、その挙句妻が辞めなければならないような事態についてどう考えるべきかなどの問題があります。労働者が労働運動をした

この故に会社が転勤命令を発したことが不当労働行為にあたるかどうかをめぐっての判例はこれまで数多く見られましたが、共稼ぎ夫婦の転勤命令をめぐっての争は、去る八月一〇日大阪地裁が判決を下した今回の事件が初めてのことで各方面からこの判決をめぐって注目を浴びています。そこで、今回は、会社が有する転勤命令権というものが、どのような内容をもつものであるか、また、その行使は、従業員の個人的事情によって制約を受けるものかどうか、すなわち、転勤命令権行使の適法性について考えてみることにしました。

＜協 助 員 の ひ ろ ば＞



一夕を女子工員とともに

— 大津紡績の二つの試み —

仙頭・利子

(滋賀県人少年室主任協賛員)

私は労働者家族の生活技術専任協賛員として、大津紡績(大津市相模町)をしばしば訪問しますが、ある日の午後、社宅の主婦の集いに出席したあと、工場のすぐそばにある大津紡績の「家庭寮」に招かれました。

大津紡績には、はるばる九州地方から女子工員として働きに来ている人がたくさんいますが、この人たちは家が遠いので、年に一度も家へ帰ることができないありさまです。そこで会社では、杜宅施設を利用して、この人たちに家庭生活についての実習をする機会を与えて家庭的ふんいきを味わわせると同時に、創意工夫をこらし生活をゆたかにすることを目的として、二十歳以上の女子八名ずつを一週間交代で、この家庭寮で集団生活をさせているのです。

この家庭生活実習について、寄宿舎の自治会で計画した内容のおもなものを拾ってみますと、余暇時間の過ごし方の研究、食生活の経費・栄養価等の検討、家庭生活や時事・社会問題等について話をきく会・座談会・研究会等を開くこと、家計簿や日記をつける習慣をつけること

などです。そして、この一週間は、最初みなできめた日課に従って行動し、一週間が終わったら、その間の生活記録をつくることとが要請されています。

今日は、私が一日お母さん(といっても四時から九時までですが)になって、この方たちと一緒に料理をつくりながら、自然のうちに家庭的な教育を身につけていたかどうかという仕組みなのです。

まず寮の客間に通されましたが、ゆきとどいた掃除、床の間のバラの生花、テーブル掛、座ぶとんの清潔さに私はすっかり感心してしまいました。早速エプロン掛で台所に行き、「時間が短いから、皆さん手伝ってね」というと、「うれしい、どうかよろしく」と和やかな空気の中で仕事にとりかかることができました。

台所には工場からもらってきたという鯖・青菜・ねぎがありました。今日は特別にこれにプラス三百円くらいの材料を買ってよいとのことでしたので、夏みかん・かんてん・豆腐など足りないものを買っていただくことにしました。

材料を見て急場に考える献立ですが、二十歳以上の方ばかりで、中卒以来短くても数年になるでしょうか、その数年間はほとんど工場内の大きな食堂でセルフサービスの一皿盛りの食事をしているにちがいないと思われましたので、今夜だけでもぜひ家庭的な料理をして、家庭的なふんいきの中でたのしく食事のできる

ようにして上げたいと思いました。

正しい献立のこと、一度の必要量、料理の仕方、盛付け、それに計量器のことなどにもふれておいてあげたら、後日の生活にもよいヒントになるだろう……などと思いつきながら、お米のとき方から始めました。こうして、六時前に献立のひと通りがで上がりしましたが、「今夜はごちそうね」と喜びの聲が上がりました。

大きい洋皿に鯖のフライ、つけ合せはフライポテトとパセリ。このパセリは昼間社宅の主婦のお料理勉強のときの残りをはいたもので、豆腐にさらしねぎの清汁が十個のわんに過不足なくつがれたとき、顔を見合わせ、「やはりね」と、計量器使用のよさが少しわかったようでした。夏みかんがピンクと黄色のゼリーにでき上がったときには、殊にうれしうでした。ゼリーを大きな盆に盛ってみ

ましたが、色の調和がよくないので、へい越しに見える工場長宅の八つ手の若葉のこをとお話すると、早速二人づれで出ていきました。「奥様にちゃんと挨拶をしていただくのよ」というと「お母さんみたい」と、私の顔を見てにっこり。美しいみどりの葉にピンクと黄色のゼリーがもられると、「なんでも工夫が大切ね」という声がきこえました。こんなとき、自分の一言、一動に責任のあることが痛感させられるのでした。

寮でいつもお父様役をつとめていられた人事課の萩野さんも時々台所にあらわ

れてユーモラスな注意を与えたり、お手伝いまでしてくださいました。

食事のあと、ひと片づけして、デザートのおゼリーをいただきながら、司会を萩野さんをお願いして、私に何か話を、ということでしたが、お互いに堅くならないうちに、そしてその中で大切なことをつかんでいただきたいと思うと、技術的に工夫を要しました。結局、自由時間の善用ということをお話ししましたが、最後に親元への通信を忘れないようにと注意をつけ加えました。しかし、これは皆ちゃんと実行しているとのことと安心しました。

九時、皆さんにみおくられて寮を出ましたが、この日は午後の主婦の集いから夜の寮生の料理指導まで、家を出て約九時間もすぎているのに、ちっとも疲れを感じていないのに気がつきました。少しでもお役にたったという満足感のためでしょうか。これも家族の理解があること、時間的、経済的にも余ゆうのあるおかげだとつくづく感じ、また、このようなお役に立つ機会を婦人少年室から与えられたことを感謝しました。

○愛知県内職公共職業補導所移転

愛知県内職公共職業補導所は新庁舎が落成、十月八日左記に移転した。

名古屋市中区橋町五丁目六番地

(電話) 名古屋(32)局 一七四二番

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定 期 刊 行 物 (昭和37年8月分受入れ分)			
資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 次
労働統計調査月報	14— 7	労働省統計調査部	○製造業における最近の賃金構造の変革 ○労働時間制度の現況
官公労働	8	官業労働研究所	○総評の新運動方針案(太田薫)
自由労連通信	365	国際自由労連東京事務所	○男女同一労働同一賃金法案米下院を通過
職業訓練	8	労働省職業訓練局	○最近の技能労働力不足の実態
職業指導	9	日本職業指導協会	○今年行なわれた新入社員教育紹介
職業情報	2	"	○労働白書から見た雇用の問題
繊維労働	106	全織同盟	○来春中卒就職希望者の需給調整
全 労	8	全 労	○育児時間の労働基準法の解説と問題点
日労研資料	548	日本労働研究所	○婦人保護に関する実態調査
	549	"	○物価、賃金、コストインフレの問題点
	550	"	○富士製鉄の新しい職務給
福利厚生	377	労務研究所	○経済白書と労働問題
	379	"	○大学卒の初任給
労政時報	1669	労務行政研究所	○総評新運動方針案の考え方
	1670	"	○曲りかどにあるホームヘルプ制度
	1671	"	○思うこと話したいこと——ヘルパーのよろこびとのもめ
労働科学	38— 8	労働科学研究所	○38年3月大学卒業者の求人申込初任給
労働研究	7	兵庫労働研究所	○制度化に向う夏期休暇の実施状況とその実態
労働週報	25—1066	産業労働調査所	○雇用確保のための雇用対策の最近の事情
	25—1067	"	○女子の求人充足対策指標
	25—1068	"	○最近における労働者の生活時間構造
労働法令通信	15—27		○大都市、大工場労働者の生活水準について
	15—28		○兵庫県における「労働力の流動調査」
労働問題	9月号	日本評論新社	○夏季一時金の要求、妥結額一覧表
労働時報	37年8月号	労働省	○36年度、中小企業における賃金事情
The Labor Gazette	Vol. 62 No. 6	カナダ	○安定賃金協定の実例をみる
			○36年度、中小企業における賃金事情
			○病院スト通牒に基づく経営側の具体的実施基準
			○自動ローラ帯鋸盤に女子の就業を禁止
			○女子労働者保護の実情
			○労働時間、交替制の問題点と実
			○公務員賃金の分析
			○戦後運動史の再検討
			○特集労働白書
			○Working Women of the Netherlands
定 期 刊 行 物 (昭和37年9月分受入れ分)			
労働統計調査月報	14— 8	労働省統計調査部	○昭和36年年末臨時給与の支給状況
海外労働経済月報	12— 6	"	○欧州経済共同体の労働分野における活動
日労研資料	551	日本労働研究所	○西欧の生産、雇用および生産性(1961年上半期)
	552	"	○昭和36年の賃金動向
労政時報	1672	労務行政研究所	○本年度初任給の各社別実態
	1673	"	○転勤命令に際し個人的事情を考慮すべき程度
	1674	"	○37年3月学卒者の現行初任給事情
	1675	"	○本年3月高校卒者の採用状況と初任給
労働週報	1069	産業労働調査所	○人事院の37年職種別民間給与実態調査
	1070	"	○年功制・能力制等に対する従業員の意見
	1071	"	○全織の退職金要求の骨子と各社の改訂要求
労働法令通信	15—29	労働法令協会	○屋外労働者の職種別賃金
	15—30	"	○38年度大学卒業者の見込初任給
労働問題	10月号	日本評論新社	○最近の求人条件からみた38年度学卒者の初任給相場(大学理工系)
労働時報	37年9月	労働省	○女子の残業時間にはどんな制限と特例があるか
International Labor Review	86— 1	ILO	○女子年少者の深夜業はどんな場合認められるか
The Labor Gazette	Vol. 62 No. 7	カナダ	○最近の女子従業員に関する就業規則の実態
			○社会主義の新しいヴィジョン(江田仙)
			○昭和36年における女子保護の概況
			○The Contribution of Women to the Economic and Social Development of African Countries
			○Standards for Day Care of Children of Working Mothers

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
IX 婦人と労働					労働協約女子に特殊な規定 労働週報(18-726) 55				
9. 婦人労働者の組織に関するもの 一つづき					家族組合の本質とその運動の展望 藤田 若雄 労働法律旬報 (204) "				
労働協約中婦人に特殊な規定に関する調査報告書 労働省婦人少年局 同 50					10. 婦人労働に関する統計資料				
組合活動に関する統計と調査 一労働婦人を中心として 同 同 "					婦人労働に関する資料解説 三瓶 孝子 婦人の世紀 (7) 48				
婦人の組合活動不振の原因とその対策 労働時報 (51-4-1) 51					海外婦人労働資料(第13-17) 労働省婦人少年局 同 49				
労働組合の中の婦人 労働省婦人少年局 同 "					婦人労働 同 同 "				
女子労働と労働組合 石崎政一郎 法学 (15-3) "					婦人労働統計資料集報 同 同 "				
一女子労働の研究のために 木村政一 共著 同 (海外婦人労働資料) "					女子雇用の傾向 同 同 "				
労働組合員の家族による主婦会と労働組合について 労働省婦人少年局 同 (海外婦人労働資料) "					毎月勤労統計結果表 (4-12月分) 労働省大臣官房労働統計調査部 "				
労働協約中婦人に特殊な規定例集 同 同 "					毎月勤労統計結果速報 (3-12月分) 同 同 "				
市民意識と労働組合 同 パンフレット 第14 "					婦人労働統計資料 (1950年1月-9月) 労働省婦人少年局 同 51				
フランスにおける家事使用人に適用される団体協約 同 (海外婦人労働資料) 52					同 (1950年分) 同 同 (婦人労働統計資料第5) "				
労働協約と婦人の地位促進運動結果報告書 同 (婦人労働資料第14号) "					統計図表 同 同 "				
労働組合のなかの婦人 同 (" 第29号) 53					婦人関係資料集報(第3号) 同 同 (婦人関係資料シリーズ統計資料) "				
日鉦主婦連合会綱領並に規約と運動方針 労働時報 (1251) "					同上 (第4号) 同 (" 第7) 52				
労働組合運動と英国婦人 1 小林 巧 経済集誌 (23-2) "					婦人労働問題研究会議のための婦人と賃金に関する統計資料 同 同 "				
" 2 " " (23-3) "					婦人労働統計資料 (1951年8月) 同 同 (婦人労働統計資料第8号) "				
繊維労働者 一全織大会を傍聴して 嶋津千利世 中央公論 (68-12) "					海外婦人労働資料 (第39号) 同 同 53				
家族組合の要綱と規約 一京王帝都労組の結成事例一 労働時報 (1245) "					婦人労働統計資料 (1952年) 同 同 (婦人労働統計資料第9号) "				
炭婦協結成と三井資本 蓮尾信次郎 社会主義 (26) "					婦人労働関係資料目録2冊 (昭和23-25年、27年1月-28年6月7日) 同 同 "				
国際協同組合婦人研究会 農業協同組合 (86) 54					婦人労働の資料 職業指導 (26-2) "				
労働組合のなかの婦人 一1953年の概況一 労働時報 (7-8) "					最近の労働省関係資料紹介 一婦人少年関係を中心として一 古明地須磨子 びぶるす (4-5) "				
労働組合のなかの婦人 (1954年版) 労働省婦人少年局 同 "					婦人労働統計資料 一1953年一 労働省婦人少年局 同 54				
労働組合運動と英国婦人 小林 巧 経済集誌 (24-1) "					昭和29年の婦人労働統計 労働時報 (8-2) 55				

◇おわりにあたって

「戦後における婦人問題文献目録」も、あらわれては消え、消えてはあらわれ、えんえん続くこと足かけ六年、ここにやっと終えんを迎えましたが、この長い間、たゆまず載せつづけて下さった編集部の御好意をあらためて感謝いたします。

「戦後」という言葉がまだおかしくひびかなかった三一年に、全く個人的なメモのつもりでつくった文献目録もこうやってふりかえってみると、分類の方法、整備の仕方などあまりにもずさん、不統一きわまるもので、われながら恥ずかしい次第です。この目録のもとになった雑誌記事索引目録の内容も最近は当時と比べると非常に整頓され、使いやすくなり、雑誌の記事にあらわれる婦人問題、婦人労働問題も専門化してきて、この六年間のこの方面の充実さがうかがわれます。今後さらにより優秀な文献目録がつくられることを心からねがっております。

(北川 信)

こういう資料の性質上、ページが足りなくなると次々とおくられ、また一度に何ページも掲載することができないので長くかかり、皆さまにご迷惑をおかけしたことをおわびいたします。なお、今年の三号で不注意のため番号が逆戻りしましたので、本号は44回になります。今後これに代るものを考えておりますからよろしく願います。

(編集部)

女子の就業者数と完全失業者数

(1962年6月)

一人一か月平均現金給与総額

(1962年6月)

産業	女子 万人	男子 万人	男女計 の割合 %	女子雇用 率 %	女子の 前年同 月比 %
就業者	1,936	2,770	41.1		+ 48
自営業者	256	758	25.2		+ 12
家族従業者	889	323	73.3		- 27
雇用者	790	1,687	31.9	100.0	+ 63
農林業	26	35	42.6	3.3	- 11
漁業、水産養殖業	* 3	17	15.0	0.4	0
鉱業	* 4	40	9.1	0.5	+ 4
建設業	33	161	17.0	4.2	+ 11
製造業	288	615	31.9	36.5	+ 11
卸小売、金融保険、不動産業	195	291	40.1	24.7	+ 13
運輸通信、電気、ガス、水道業	35	212	14.2	4.4	- 1
サービス業	185	203	47.7	23.4	+ 35
公務	22	111	16.5	2.8	+ 4
完全失業者	19	19	67.9		- 8

産業別	女子 円	男子 円	男子に 対する 女子の 割合 %
総数	18,945	42,834	44.2
鉱業	14,279	34,694	41.2
建設業	15,636	36,952	42.3
製造業	16,233	38,430	42.2
卸売業	17,078	39,181	43.6
金融業	31,819	70,978	44.8
不動産業	24,633	67,958	36.2
運輸通信業	32,197	50,806	63.4
電気、ガス、水道業	54,382	91,318	59.6

「註」1) * 印の数字は誤差率が大きいから特に注意して使用されたい。
2) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

婦人少年局ニュース

○内職公共職業補導所長会議開催

一〇月一八日、労働省において、内職公共職業補導所長会議が行なわれた。

○第一六回働く年少者の保護運動について新聞発表

婦人少年局では、一〇月二二日「第一六回働く年少者の保護運動」について新聞発表を行ない、席上、去る五月に募集した第一一〇回働く年少者の生活文の中から労働大臣賞授賞者六〇名の氏名発表、並びに年少労働者福祉員の労働大臣表彰者の氏名発表が行なわれた。

○勤労青少年ホーム館長会議の開催

一〇月二三日、午前一〇時から午後四時まで、全国勤労青少年ホーム館長会議が開催され、ホームの現状と問題点について説明並びに研究討議が終始熱心に行なわれた。

○婦人少年室協働員全国会議開催

一〇月二九日、全国協働員会議が労働省八階講堂において、午前九時半から開かれ、労働大臣、労働政務次官の挨拶があり、午後は協働員活動についての事例発表並びに活発な討議が行なわれた。

○皇居園遊会に三氏を御招待

本年も例年のとおり、一〇月三〇日、皇居において園遊会が催されたが、婦人

少年局関係では、次の三氏が招待を受け出席した。

安済 満（婦人少年問題審議会委員）

深沢淑子（神奈川婦人少年室協働員）

佐々木房男（長崎県年少労働者福祉員）

○年少労働者福祉員の労働大臣表彰

一月一日午後一時から、年少労働者の福祉増進に寄与した年少労働者福祉員の労働大臣表彰が労働省講堂で行なわれた。被表彰者は五〇名で、各方面関係者が出席した。

「こらんになりましたか」

○年少労働の現状―昭和三十七年一〇月

○働く年少者に健康な明るい職場を

―第一六回働く年少者の保護運動のしおり―パンフレットNo.52

○第一六回働く年少者の保護運動ポスター

昭和三十七年十一月一日 印刷
昭和三十七年十一月五日 発行
婦人少年局 第十巻 第十一号
通巻 百七号

定価 六十円 千六円

編集人 久米 愛

発行人 平林たい子

印刷人 網野 栄

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
（日本職業指導協会内）

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九七
振替口座東京一〇七九二四

TRADE MARK



山島屋乳業製菓株式会社 山島屋商事株式会社

取締役社長 大竹 常雄

本社 東京都新宿区柏木1-125
電話 (371) 0191~0196 番

銀座営業所	東京都中央区築地1-8	TEL (542) 1257-9
上野営業所	東京都台東区坂本町1-1	TEL (871) 4871
横浜営業所	横浜市南区永楽町2-25	TEL 横浜 (8) 0079
銚子営業所	千葉県銚子駅構内	TEL 銚子 2317
江東営業所	東京都墨田区錦糸町駅前	TEL (622) 2584

主婦になじみの

商食



つくだ煮 ポリ詰食品 珍 味

東京・尼崎・小倉・函館・札幌

帝国食品株式会社